

保育部会 常任委員会

日時：令和7年6月3日（火）午後3時～5時

会場：大阪府社会福社会館 5階 501会議室

・ 部会長挨拶

《協議題》

1. 大阪府より報告 …資料 1-1、1-2、1-3

2. 中央情勢について …全保協ニュース No. 04～06 追加資料

3. 令和7年度保育士等キャリアアップ研修について …資料 2

4. よい子ネット新システム操作説明会の追加開催について …資料 3

5. 調査研究委員会からの報告 …資料 4

6. 地域貢献事業推進委員会からの報告

7. 大阪府保育士会からの報告

8. 各市・ブロックからの報告

北摂ブロック	
豊中市	
高槻市	
北大阪ブロック	
枚方市	
寝屋川市	
東大阪市	
八尾市	
南大阪ブロック	
堺ブロック	
泉州ブロック	
大阪市	

9. その他

- ・ 2025 年度全国教育・保育研究大会 開催要項（11/20～21／東京都）
- ・ 閉会挨拶

（常任委員会進行輪番表）

			今回	次回	
北摂	泉州	堺	河内	南大阪	北大阪

次回常任委員会：令和7年7月1日（火）午後3時～5時
大阪府社会福祉会館 3階 301会議室

令和4年12月以降に報告のあった私立幼稚園等の園児置き去り事案について

私立幼稚園等から報告のあった園児の置き去り事案について以下のとおり公表いたします。

令和4年12月以降に報告のあった事案の概要

令和5年度～

施設種別	発生日月	概要	事案の課題	置き去り時間	子どもの健康被害
幼稚園	令和5年 5月22日	園外活動中に、職員が園児10名を公園内トイレに連れて行ったが、園児1名がトイレから戻っていないことに気づかず、次の場所へ移動し、園児1名をトイレに残してしまった事案。公園職員がトイレで泣いている園児を発見したものの。	担任及び補助教諭間のトイレに行った園児の人数の確認が不十分で、トイレから戻った園児の確認が思い込みやダブルチェック不徹底であった。	5分	なし
幼稚園型認定こども園	令和5年 5月30日	通園バスの運行で特定の園児の降車場所に到着したところ、迎えに来るはずの保護者（高校生の姉）が降車場所にいなかった。この園では内規で、降車の定刻時間を過ぎる場合において園に連絡して指示を仰ぐとともに園に連れて帰ることを基本としているが、通園バスの運転手及び添乗員が園に相談せず、居合わせた保護者ではない別の姉（小学生）に「保護者が来るまで待つように」と伝えて降車させたところ、そのまま小学生の姉と園児が帰宅した事案。この間、親が帰宅したところ園児等が帰宅していなかったため、親が園に問い合わせたことにより発覚したものの。	内規で、降車の定刻時間を過ぎた場合において園に連絡して指示を仰ぐとともに園に連れて帰ることを基本とされていたことを、通園バスの運転手等が失念していた。また、保護者と連絡がとれなかったことを園に相談していなかった。	約1時間	なし
幼稚園型認定こども園	令和5年 10月19日	通園バスの運行で特定のバス停に到着した時に、添乗していた教員が降車する園児を起す間にそのバス停に降車予定でなかった別の園児が降りてしまったが、添乗の教員がそれに気づかないままバスが発車した事案。バス発車後、降りてしまった園児と別の保護者が置き去りに気づいて園に連絡があったことにより発覚したものの。	園では通園バスの乗車についてマニュアルを策定していたものの、添乗していた教員が他の対応に追われてしまい、結果として園児の確認が不十分であった。	1分	なし
幼稚園型認定こども園	令和5年 12月6日	園外の散歩から帰園したときに正門前で園児の人数確認を行った。その後、2階にある玄関前を通じて保育室に移動する際、園児1名が玄関前に残り残されていることに、保育教諭が気付かず玄関扉を閉めて残ってしまった事案。保育室で再度人数確認したときに発覚したものの。	玄関扉を閉める前に園児が取り残されていないかの確認が不十分であった。	8分	なし
幼稚園型認定こども園	令和5年 12月14日	園児が登園したが、玄関当番職員の気付かないところで玄関から園外に出てしまった事案。他の園児の保護者からの連絡により発覚したものの。	玄関当番職員が他の対応に追われてしまい、結果として園児の行動確認が不十分であった。	4分	なし
幼稚園	令和6年 1月15日	園児がトイレに行った後、そのまま教室に戻ることなく通用口の鍵を開けて園外に出てしまった事案。園児からトイレに行くことと報告を受けていた担任が、園児が戻ってこないことに気づいて発覚したものの。教職員で園内外を探したところ、園付近で発見した。	扉には鍵が二つ付いていたが、園児の手が届く鍵だけ施錠されており、手が届かない鍵は施錠されていなかった。	30分	なし
幼稚園型認定こども園	令和6年 8月23日	課外教室の後、帰宅する他の園児及び保護者に紛れて、課外担当者や玄関警備員の気付かないところで裏門から園外に出てしまった事案。他の園児の保護者からの連絡により発覚したものの。	当該園児は課外教室後に預かり保育を利用する予定であったが、普段はそのまま帰宅する園児であったため、当該日も保護者のお迎えがあるものと誤認し、お迎えの園児に紛れてしまっていた。また、課外担当者が、保護者の確認をする前に、本園児が門をすり抜けてしまい、確認が不十分であった。	2分	なし
幼稚園型認定こども園	令和7年 4月14日	預かり保育の利用で登園した園児が預かり保育室と別の保育室に行ったものの、職員が見離してしまった事案。別の保育室を担当する職員がその保育室にて該当の園児を発見し、発覚したものの。	発生日の前日が雨天であったことにより園庭整備で受け入れ体制が手薄であったこと、また、預かり保育担当職員の出勤が遅れたことにより、該当の園児の登園に関する情報共有が不十分であった。	30分	なし
幼稚園型認定こども園	令和7年 4月21日	登園後、自宅に帰りたいと話していた園児が、外遊びの為に教室に帽子を取りにいった後、園庭に戻ることに隣接する保育園出入口から園外に出てしまった事案。来園した保護者から園外で園児の目撃情報を聞き、本児の自宅を調べ、すぐに教員5名で二手に分かれ捜索を開始。通行人の目撃情報から、園児の自宅にて園児を発見した。	保育園側の出入口は幼稚園の職員室から見える位置に近く、登降園の時間帯以外には電気錠がある為、監視の目が不十分であった。また園児は保育園出入口にある電気錠の開け方を知っており、装置の高さも低かったため、園児でも操作ができた。	25分	なし



©Expo2025

大阪府

第4弾!

子ども食費 支援事業

5,000円から
7,000円に増額!!



大阪府広報担当
副知事もずやん



経費のために、石川のために
応援消費
おねがい
プロジェクト
石川県

大阪府子ども食費支援事業(第4弾)申請案内

物価高騰の影響が長期化している中、特に食料品の高騰により家計負担が増大しており、とりわけ子育て世帯においては、家計に占める食費の割合が大きく、その影響を強く受けている状況を踏まえ、大阪府のすべての子どもたちに、米またはその他食料品を給付いたします。

対象要件

申請日において大阪府に住所を有しており次のいずれかに該当する者

① 18歳以下の子ども

平成19年4月2日
以後に生まれた者

② 妊娠している者

申請日に妊娠している証明
(母子健康手帳等)が必要

給付までの流れ

インターネットによる申請

※申請手続者は保護者等

大阪府にて
申請内容の審査

給付決定後、
給付物品受取サイト
から申込

※お米PAYおおさか(お米クーポン)または
その他食料品のいずれかを選択

お米PAYおおさか
(お米クーポン)または
その他食料品の給付

手続きが簡略化される場合もあります。詳しくは、下記インターネット特設サイトを確認のうえお手続きください。

<https://osaka-kodomoshien.com>



申請・申込期間

◆ **申請受付期間** 令和7年6月2日(月)9:00 から 9月1日(月)23:59 まで
※郵送の場合は、当日消印有効

◆ **給付物品の申込期限および「お米PAYおおさか(お米クーポン)」の使用期限**

令和7年11月30日(日)まで ※期日までに申込がなかった場合は、申込辞退とみなします。

お問
い合
わせ

大阪府子ども食費支援事業コールセンター

TEL:0120-479-208

【開設時間】 9:00~18:00(日祝日除く) < 申請期間終了後は平日のみ >

※オンライン申請に対応できない場合は、コールセンターまでご連絡ください。



大阪府子ども食費支援事業(第4弾)申請案内

物価高騰の影響が長期化している中、特に食料品の高騰により家計負担が増大しており、とりわけ子育て世帯においては、家計に占める食費の割合が大きく、その影響を強く受けている状況を踏まえ、大阪府のすべての子どもたちに、米またはその他食料品を給付いたします。

◆ **申請受付期間** **令和7年6月2日(月)9:00 から 9月1日(月)23:59 まで**

※郵送の場合は、当日消印有効

◆ **給付物品の申込期限および「お米PAYおおさか(お米クーポン)」の使用期限**
令和7年11月30日(日)まで ※期日までに申込がなかった場合は、無効となります。

給付物品

①「お米PAYおおさか(お米クーポン)」または**②「その他食料品(食料品選択ページから食料品を選択)」**

※いずれも税込7,000円相当分(送料を含む) ※お米PAYおおさか(お米クーポン)を使用できる対象は、白米、玄米、発芽米等の米(米の調理品、雑穀米は除く)に限ります。

給付対象者の要件

申請日において大阪府に居所を有しており、次のいずれかに該当するもの

① 18歳以下の子ども

平成19年4月2日以後に生まれた者

② 妊婦

申請日において妊娠している者
申請日に妊娠している証明(母子健康手帳等)が必要

申請手続を行う者

申請手続は原則「保護者(※)」が行う

※「保護者」とは
親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者

申請手続は「妊婦本人」が行う

申請の流れ

- 1 下記インターネット特設サイトの内容をご確認のうえ、お申込みください。
(令和7年9月1日まで) <https://osaka-kodomoshien.com>
- 2 大阪府が申請内容について審査を行います。
(申請内容に不備がある場合は個別にご連絡します)
- 3 審査の結果について、あらかじめ登録していただいたメールアドレスにお知らせします。
- 4 給付決定された方へ給付物品の申込方法をお知らせしますので、案内に従ってお手続きください。(令和7年11月30日(日)まで(※)) ※「お米PAYおおさか(お米クーポン)」の使用期限も同日までです。
- 5 **【給付物品受取サイトにて①を選択の場合】**チャージコード(英数字20桁)が記載されたメールを送付します。
region PAYアプリにて、お米PAYおおさか(お米クーポン)にチャージし、取扱店舗にて使用していただけます。
【給付物品受取サイトにて②を選択の場合】サイトにてお選びいただいた給付物品を送付します。



本人確認書類

【給付対象者と申請手続を行う者のそれぞれの本人確認書類が必要】

本人確認書類とは、公的機関から発行された氏名、住所及び生年月日が記載された書類となります。

(例) マイナンバーカード(表のみ)、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、医療保険の被保険者証、生活保護受給証明書、住民票(世帯主、続柄記載でマイナンバーが非記載のもの。給付対象者自身が世帯主の場合及び親権者でない世帯主は必須)など

※本人確認書類に加え、里親は里親等証明書、妊婦は母子健康手帳等が必要。



申請にあたっての注意事項

- ・申請は原則インターネットで受け付けます。
- ・申請は、対象者1人につき1回です。
- ・②の妊婦として給付決定した者が出産した子どもは、対象者ではありません。
- ・給付物品は原則**対象者の住所**へ送付いたします。
- ・給付物品の申込期限までに申込みがなかった場合は、申込みを辞退したものとして取り扱います。
- ・給付決定後に要件を満たしていないことが判明した場合は給付決定を取り消します。

本事業に関する
お問い合わせ先

大阪府子ども食費支援事業コールセンター TEL:0120-479-208

【開設時間】9:00~18:00(日祝日除く) <申請期間終了後は平日のみ> ※オンライン申請に対応できない場合は、コールセンターまでご連絡ください。



本事業は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

地域限定保育士試験の実習受入について

大阪府では、保育人材確保の取組みとして、後期の保育士試験において、「実技試験による通常試験」と、「保育実技講習会による地域限定保育士試験」を同時実施しています。

保育実技講習会は、保育実践見学実習を必修科目としており、実習生の受入について、ご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

1. 地域限定保育士試験について

- ・ 国家戦略特別区域制度を活用した保育士試験で、大阪府知事が実施する保育実技講習会の受講を修了した場合に、実技試験を免除します。
- ・ 合格者は、地域限定保育士として登録され、登録後3年間は大阪府内のみで保育士として働くことができ、登録後3年経過すれば、全国で保育士として働くことができます。

2. 保育実技講習会の内容について

- ・ 保育実技講習会の受講を選択した受験者は、筆記試験合格後、通常の実技試験の代わりに本講習会を受講します。
- ・ 見学実習（1日間）を含む6科目の講習を、5日間かけて計27時間受講します。

≪ 保育実技講習会（地域限定） ≫

科目	区分	時間数
保育の表現技術（音楽表現）	演習	6
保育の表現技術（造形表現）	演習	6
保育の表現技術（言語表現）	演習	6
保育実践見学実習（事前指導）	講義	1
保育実践見学実習	実習	6
保育実践見学実習（事後指導）	演習	2
合計		27

（参考） ≪ 実技試験（通常） ≫

試験分野	備考
音楽表現	・ 課題曲2曲を弾き歌い ・ ピアノ、ギターのいずれかで演奏
造形表現	保育の一場面を絵画で表現（45分）
言語表現	・ 3分間のお話 ・ 課題を1つ選択

※3分野から2分野を選択。
※満点の6割以上の得点で合格

3. 見学実習における受入協力施設の推薦・調整について

- ・ 令和7年度の受入人数は1施設あたり、概ね2名で調整したいと考えています。

（参考）直近の保育実技講習会受講者数	R4	R5	R6
直近の保育実技講習会 受講者数	439人	301人	237人
直近の地域限定保育士試験 合格者数	417人	275人	227人

4. 保育実践見学実習の内容について（詳細は説明会等で改めて説明予定）

- ・保育実践見学実習は、受講者1名につき1日（各日9時～16時）実施します。
- ・実習のプログラムは、施設内見学、オムツ交換・遊び等の観察、食事介助、寝かしつけなど各施設の状況にあわせて設定いただきます。
- ・実習終了後、施設において受講者ごとに評価票（様式）の作成をお願いします。
 - ※積極性、保育技術の習得等6項目について4段階評価
 - ※実技講習会の修了認定は、見学実習の評価票だけでなく、その他の演習等における評価を総合的に判断して大阪府が行います。
- ・実習が円滑に行われるよう、受講者に対して事前に、保育実技講習会の講師から「保育実践見学実習（事前指導）」の講義と、事務局から指導を行います。

5. 令和7年度のスケジュールについて（案）

	実習受入にかかるスケジュール	参考
7月～8月	受入協力施設の募集	
9月～10月	受入協力施設へ説明会の案内	保育実技講習会 委託事業者の決定
10月18、19日		後期保育士試験 筆記試験
11月	説明会 開催 ※実地（大阪市内）及びオンライン	
中旬		筆記試験 合格者確定
下旬	受入協力施設へ 受入人数・志望動機等を送付	
12月6日	保育実技講習会 開始	
16～19日	保育実践見学実習（4日間）	
下旬	評価表 提出	
1月中旬		後期保育士試験 合格発表

（参考）講習会スケジュール例

【土日コース】

- 6（土） 造形
- 7（日） 音楽
- 13（土） 言語・事前指導
- 17（水） 見学実習**
- 21（日） 事後指導

【短期間コース】

- 16（火） 言語
- 17（水） 造形・事前指導
- 18（木） 音楽
- 19（金） 見学実習**
- 20（土） 事後指導

※就労している方でも受講しやすいよう、平日だけではなく土日のみや短期間で受講できるコースなど、複数のコースを設定。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

- ◆ 自由民主党「新しい資本主義実行本部 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPT」ヒアリングに出席し、意見を表明(保育三団体協議会) …………… 1
- ◆ 【事務連絡】「令和7年予算における「子どものための教育・保育給付交付金」に係る拡充内容・留意事項等について」(こども家庭庁) …………… 3
- ◆ 【通知】「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和7年4月11日こ成保296、7文科初第250号)(こども家庭庁) …………… 6
- ◆ 【通知】「保育所・幼稚園・認定こども園等における継続的な経営情報の見える化について」(こども家庭庁) …………… 6
- ◆ 【事務連絡】「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」の活用について」(こども家庭庁) …… 7

◆ 自由民主党「新しい資本主義実行本部 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPT」ヒアリングに出席し、意見を表明（保育三団体協議会）

令和7年4月18日、本会奥村尚三会長は、全国私立保育連盟川下勝利会長、日本保育協会吉田学理事長とともに、自由民主党「新しい資本主義実行本部 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しPT」に出席し、意見表明を行いました。今回は公的価格に関する業界団体から保育三団体協議会、公益社団法人日本理学療法士協会、



(左から奥村会長、吉田理事長、川下会長)

公益社団法人全国老人福祉施設協議会のヒアリングが行われました。

保育三団体協議会では、本年度の保育三団体協議会幹事団体である全私保連川下勝利会長より「福祉職でもあり、教育職でもある高度な専門職」である保育士の地位向上とそれに見合った賃金改善、全産業との賃金格差等を含む下記事項について発言しました。

各団体のヒアリング後には意見交換が行われ、出席議員からは、「保育は地方格差があるため、人材が都会に流れてしまう。保育士が専門職であることを誇りに働き続けられる制度として人件費を考えていくことが必要」「公立と民間の保育士の処遇に差があることも聞いている。公立だから、民間だからということではなく、保育士の処遇を改善することが必要」「地方分権の流れのなかで、一般財源化して地方にゆだねてきたが、そのことによって課題が生じているということだと思う。分野によっては地方分権することがいいことなのか、そういうことを明確にしていくべき。国として一般財源化した結果、どういうことが起こっているのか検証して、ナショナルミニマムを確保することが必要ではないか」との意見が出されました。



(開会のあいさつをする小泉進次郎座長)

(意見書一部抜粋)

1. 保育士の地位向上

近年保育を志望する学生が減り、養成校では定員減や募集停止が相次いでいます。現場の人材不足は深刻な状況となっています。保育は本来「養護と教育」が一体となったものであり、それを担う保育士は「福祉職であり、教育職でもある高度な専門職」として位置づけられるべきです。それに見合った賃金改善が為されるとともに、保育の魅力を正しくアピールする必要があります。

2. 全産業平均との差

大幅な処遇改善をいただいてもなお、賃金構造基本統計調査によれば保育士の賃金には全産業平均との差があります。厳密に言えば、人事院勧告による賃金上昇は「官民較差」の是正を基本としており、ある意味では他産業の水準を「追いかける」形になっていることもひとつの要因として考えられます。本来の意味で、さらなる処遇改善が望まれます。また、保育士とともにこどもの育ちを支える看護師、栄養士、調理員、事務員等の処遇改善も必要です。

3. 保育士の安定雇用

公定価格における保育士の基本給は、国家公務員の福祉職俸給表1級29号俸が適用されています。福祉職は「1級11号俸」が初任給であると人事院規則に定めがあり、昇給号俸数を勘案すると、公定価格上の保育士は概ね4～5年の勤続が想定されていると考えられます。定期昇給の原資としては処遇改善等加算(区分1)がありますが、率の上昇は11年で頭打ちとなり、12年以上の勤続に対して対応されていません。保育士が長

く安心して働くことができるよう、安定して雇用できる仕組みが必要です。

4.地域格差

令和6年人事院勧告による地域区分の見直しは、令和7年度には適用しないこととされました。現行において地域区分は市区町村単位で定められており、どうしても隣接地域との差が生まれてしまうことは否めません。これは都道府県単位で「大きくくり化」されても変わりません。道を1本隔てただけで賃金が異なってしまう、職員採用に影響が出てしまう場合があります。段差をなだらかにする補正ルール等が必要になります。

5.物価高への対応について

最近の急激な物価高の中でも健全な園運営ができるよう、運営費の緊急的な上乘せをお願いします。



(ヒアリングの様子)



(閉会のあいさつをする木原誠二議員)

詳細な意見書は、全保協ホームページに掲載予定です。

<https://www.zenhokyo.gr.jp/aboutus/request/>



◆ 【事務連絡】「令和7年予算における「子どものための教育・保育給付交付金」に係る拡充内容・留意事項等について」(こども家庭庁)

令和7年4月11日、こども家庭庁から「令和7年予算における「子どものための教育・保育給付交付金」に係る拡充内容・留意事項等について」事務連絡が発出されました。

本事務連絡では、保育士等の処遇改善、処遇改善加算の一本化、令和7年度から新たに設けられた1歳児配置改善加算等の取り扱いについて次頁の事項が示されています。

○ 保育士等の処遇改善

令和 6 年度補正予算で措置した人件費の+10.7%の改善を引き続き確保し、令和 7 年度予算においても反映。各施設・事業者に対して、今年度以降の給与表、給与規定等の改定に計画に取り組むよう要請。今後、改定の状況等について調査が実施される予定。

○ 処遇改善等加算の一本化

これまで処遇改善等加算がⅠ～Ⅲの 3 種類であったが、現場における事務手続きの簡素化等の観点から、今年度より、「処遇改善等加算」に一本化するとともに、関係者の意見等も踏まえ、配分ルールの一統化、柔軟化や賃金改善の確認方法の見直しが実施された。

※ 本項目については、本メールニュース 5 ページ「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和 7 年 4 月 11 日こ成保 296、7 文科初第 250 号）もあわせて参照。

○ 1 歳児配置改善加算の創設

1 歳児の配置基準については、加速化プラン期間中の早期に 6 対 1 から 5 対 1 への改善を進めるとされ、保育人材の確保が課題とされている中で、できるだけ早期に 1 歳児の配置改善を行うため、まずは基準の見直しではなく、保育の質の向上や職場環境・処遇改善等の観点から、一定の要件を満たす事業所への「加算措置」により対応することとなった。今後、取得状況等について調査が実施される予定。

○ 定員区分の細分化

公定価格では、利用定員 10 人単位を基本として定員区分を設け、それぞれについて子ども 1 人当たりで単価を定めているが、利用子どもの数の増減による影響を受けやすい比較的小規模な定員規模の施設について、定員区分と利用子ども数との乖離を縮小させるため、定員 60 人以下の幼稚園・保育所・認定こども園に係る定員区分の細分化を実施。

○ 定員超過減算の要件の見直し

定員超過減算については、平成 28 年の「待機児童解消に向けて緊急的に対応する政策について」を踏まえ、利用定員を超えている状態が一定期間継続する場合の減額調整の要件を、「① 直前の連続する 5 年間（幼稚園及び認定こども園（1 号認定）にあたっては 2 年間）常に利用定員を超え」かつ「② 各年度の年間平均在所率が 120%以上であること」されていた。これについて、待機児童数が減少してきている現状を踏まえ、①の「5 年間」の期間を、令和 7 年度より「2 年間」に変更。

※ 令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和6年4月1日のいずれかの時点において待機児童がいた地方公共団体に所在する施設・事業所は1年間を経過措置期間とし、令和8年度から実施。

○ 主幹教諭等専任加算、主任保育士専任加算等の要件見直し

災害等発災直後に出勤する必要のある保護者が子どもたちを預けられるよう、主幹教諭や主任保育士等の経験を有する保育士が地域で災害時等に子どもの支援にあたることができるよう、主幹教諭等専任加算や主任保育士専任加算等において評価を行うため、要件が見直された（要件の一つとして追加された）。

○ 冷暖房費加算の見直し

冷暖房費加算の級地については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の別表に規定する級地に準拠して設定しているが、令和7年度から寒冷地手当については、支給地域等の改正が行われたことにより、一部地域が支給地域外となったことを踏まえ、国家公務員の寒冷地手当の地域に準拠しつつ四級地から級地外となる市町村について、激変緩和措置を講じた。

○ 地域区分の見直し

令和6年度人事院勧告を踏まえた、保育の地域区分の対応については、都道府県単位に広域化することで、県内の隣接する市町村との不均衡の解消が図られる一方で、一部では、県外の隣接する市町村との差が現行よりも拡大することとなることから、令和7年4月からの見直しは実施せず、引き続き見直しについて丁寧に議論を進める。

なお、今般の拡充により創設・改正された加算について、施設・事業所からの申請が4月以降であっても、4月時点において要件を満たしていることが確認できる場合には、4月にさかのぼって認定するよう取り扱われることになっています。

また、今回の拡充内容を踏まえ、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（留意事項通知）が改正されています。

詳細はこども家庭庁ホームページをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>



◆ 【通知】「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和 7 年 4 月 11 日こ成保 296、7 文科初第 250 号）（こども家庭庁）

令和 7 年 4 月 11 日、こども家庭庁から「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和 7 年 4 月 11 日こ成保 296、7 文科初第 250 号）が発出されました。

これまでの処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲについて、複数の異なる加算制度や加算を取得するための事務手続は、制度が複雑でわかりにくく、事務作業が煩雑で、多大な事務負担が発生しているという指摘がなされてきました。これについて、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを処遇改善等加算として一本化し、制度の簡素化や事務手続きの負担軽減を図ることとされました。本通知において、目的・対象、処遇改善加算の要件や認定、加算額の算定等、具体的な取り扱いが示されました。

なお、本通知は、令和 7 年 4 月 1 日から適用され、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和 5 年 6 月 7 日付けこ成保 39・5 文科初第 591 号こども家庭庁成育局長及び文部科学省初等中等教育局長連名通知）は廃止されます。

詳細はこども家庭庁ホームページをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido>



◆ 【通知】「保育所・幼稚園・認定こども園等における継続的な経営情報の見える化について」（こども家庭庁）

令和 7 年 3 月 31 日、こども家庭庁から「保育所・幼稚園・認定こども園等における継続的な経営情報の見える化について」が発出されました。

令和 6 年 6 月公布の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」改正法により、保育所等における継続的な経営情報の見える化の制度が令和 7 年 4 月 1 日から施行され、これに伴い、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」および「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係法令の整備に関する内閣府令」が令和 7 年 3 月 31 日に公布されました。

さらに、経営情報の見える化の運用について、施設・事業者が経営情報の報告を行うとともに、都道府県知事が分析・公表を行うためのプラットフォームとして、「子ども・子育て支援情報公表システム」（通称「ここ de サーチ」）を独立行政法人福祉医療機構（において改修し、令和7年4月1日から運用することとなり、その活用が求められています。

本通知には、施設側が経営情報として報告する事項や個別の施設等単位で公表する経営情報が示されているほか、実際のシステムの操作方法等についても掲載されています。

詳細はこども家庭庁ホームページをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/councils/kokoseido-keizokutekimieruka>



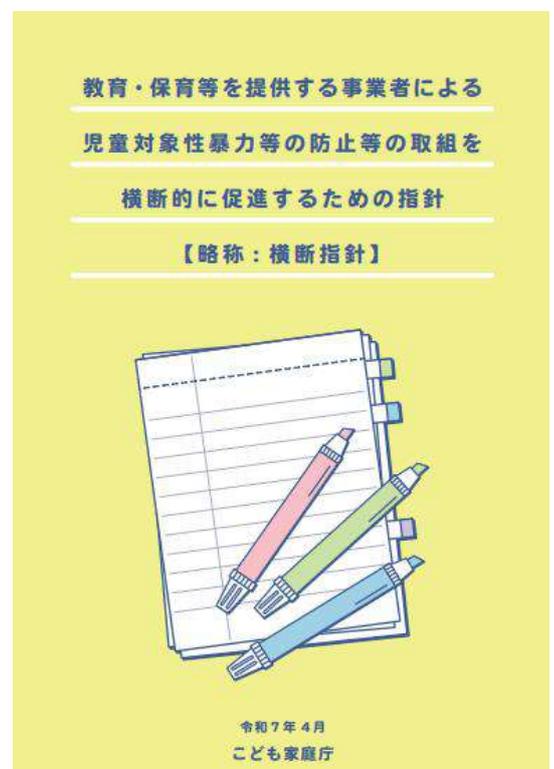
◆ 【事務連絡】「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」の活用について」（こども家庭庁）

令和7年4月18日、こども家庭庁から「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針」の活用について」が発出されました。

「教育・保育等を提供する事業者による児童対象性暴力等の防止等の取組を横断的に促進するための指針（以降、横断指針）」は、教育・保育等を提供する場における従事者から児童に対する性暴力の防止策等の検討に当たって、業界横断的に活用できる事項を取りまとめたもので、こども家庭庁から公表されています。

関係する業界や事業者においては、児童への性暴力防止に向け、関係者による議論、ガイドラインの作成、事業者ごとのサービス規律等を定めた文書等の作成・改訂等、現場における児童への性暴力を防止するための取り組みの際に、本横断指針を活用してほしいとのことです。

なお、令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対



象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」に基づく義務の具体的内容については、別途、有識者検討会を設置し、下位法令・ガイドライン等の検討・作成が行われることとなっています。

詳細はこども家庭庁ホームページをご確認ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/odanshishin>



全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ こどもまんなか児童福祉週間「こいのぼり掲揚式」に奥村会長が参加 …… 1
- ◆ 令和7年度 教育・保育施設長ステージアップ研修「基礎編」の申し込み受付を開始しました …… 2

◆ こどもまんなか児童福祉週間「こいのぼり掲揚式」に奥村会長が参加



空高く泳ぐこいのぼり

「こどもまんなか児童福祉週間」の開始に先立ち、4月21日（月）に全社協霞が関ビル前広場にて「こいのぼり掲揚式」が開催されました。

こいのぼり掲揚式は、全社協およびこども家庭庁、（公財）児童育成協会の三団体が主唱している「こどもまんなか児童福祉週間」（5月5日～11日）の中央行事です。

掲揚式には、千代田区内の2か所の保育所の子どもたち、標語最優秀作品受賞者の村田六花さん、三原じゅん子 内閣府特命担当大臣、大の里関（3月場所優勝力士）、さかなクンのほか、全国保育協議会の奥村尚三 会長、全国保育士会の北野久美 副会長が参加しました。



こいのぼり掲揚の様子

のほか、全国保育協議会の奥村尚三 会長、全国保育士会の北野久美 副会長が参加しました。



奥村尚三全保協会長（左）
北野久美全国保育士会副会長（左から二人目）

当日は晴天にめぐまれ、子どもたちと参加者が力をあわせてこいのぼりの掲揚を行い、青空のなかをこいのぼりがのびのびと泳ぎました。

保育園の子どもたちには、日本鯉のぼり協会からミニこいのぼりがプレゼントされた後、子どもたちによる「こいのぼり」と、「にじのむこうに」の歌唱が披露され、元気いっぱいの歌声が広場に響きました。

◆ 令和 7 年度 教育・保育施設長ステージアップ研修 「基礎編」の申し込み受付を開始しました

全保協では、令和 4 年度に改訂した「教育・保育施設長の学習領域」の内容をもとに、保育を取り巻く最新情勢を捉えた講義を組み込み、「教育・保育施設長ステージアップ研修」を開催しています（旧「教育・保育施設長専門講座」）。

教育・保育施設長に求められる資質・能力の向上を図るべく、本研修は「基礎編」と「専門・発展編」の 2 コースを設定しています。このたび令和 7 年度「基礎編」の申し込み受付を開始しましたので、お知らせいたします。

「基礎編」では 3 週間程度のオンデマンド配信を事前学習としてご視聴いただきます。そのうえで、参集会場にて事前学習を踏まえた講義を受け、グループワークを行っていただくことで学びを深めるとともに、参加者同士のつながりを作っていただく機会としています。

「基礎編」の申込締切は【6 月 20 日（金）】です。（定員(150 名)になり次第、締切）お申し込みは、下記参加申込サイトよりお申込みください。

※「専門・発展編」については改めてご案内いたします。

【参加申込サイト】

<https://www.mwt-mice.com/events/2025stageup1/login>



施設長として、新たな時代と社会の要請に対処できる資質を高めるために

2025(令和7)年度 教育・保育施設長ステージアップ研修 「基礎編」受講案内

事前学習(オンデマンド配信)(7/10~7/31)

● 教育・保育施設長としての資質・専門性・責務	京都大学名誉教授 鯨岡 峻 氏
● 教育・保育施設長としてのリーダーシップ	大阪公立大学名誉教授 関川芳孝 氏
● 福祉・保育の理念と歴史	柏女総合福祉研究所代表 柏女霊峰 氏
● 保育・子育て支援の制度・基本的仕組みの理解	大阪総合保育大学特任教授 山縣文治 氏

● 教育・保育施設長としての社会的使命	大阪総合保育大学教授 大方美香 氏
● 教育・保育施設の経営のための知識・技術	社会保険労務士法人ワーク・イノベーション 代表 菊地加奈子 氏
● 行政説明	こども家庭庁成育局保育政策課

ワーク型学習(参集)(7/31)

11:10 ～12:10	● 園長としての自身の課題	全保協研修部会員
13:00 ～14:30	● 教育・保育施設長としての社会的使命	大阪総合保育大学教授 大方美香 氏
14:45 ～16:25	● 教育・保育施設の経営のための知識・技術	社会保険労務士法人ワーク・イノベーション 代表 菊地加奈子 氏

開催要項等の詳細は下記ホームページをご参照ください。

【開催要項】

<https://www.zenhokyo.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2025/04/20250416.pdf>



開催要項

施設長として、新たな時代と社会の要請に対応できる資質を高めるために

2025(令和7)年度 教育・保育施設長ステージアップ研修 「基礎編」受講案内

令和4年度、全国保育協議会（以下、全保協）では教育・保育施設長の研修体系を見直すとともに、「教育・保育施設長の学習領域」を改訂しました。令和5年度からは改訂した内容に加え、保育をとりまく最新情勢を捉えた講義を新たに組み込み、「教育・保育施設長専門講座」として実施してきた研修会を「教育・保育施設長ステージアップ研修」として再編しました。

「基礎編」「専門編」「発展編」のプログラムを設定し、教育・保育施設長としての資質を高めます。

- ※ 今回は「基礎編」のみのご案内です。「専門・発展編」は、別途ご案内します。
- ※ 「専門編」「発展編」は「専門・発展編」として、一体的に実施します。
- ※ 「基礎編」のみの受講や、「専門・発展編」のみの受講も可能です。

	「基礎編」	「専門・発展編」
方 法	<ul style="list-style-type: none"> ■ オンデマンド配信による事前学習 ■ 参集によるワーク型学習 *事前学習はオンデマンド配信にて動画を視聴していただきます。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前期：参集による課題学習編（講義） ■ 後期：参集による実践発表編（課題学習から自園で実施した内容の発表・フィードバック）
日 程 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事前学習：令和7年7月10日～7月31日 ■ ワーク型学習：令和7年7月31日（木） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前期：令和7年9月頃予定 ■ 後期：令和8年2月頃予定
参集会場	全国社会福祉協議会・灘尾ホール (東京都千代田区霞が関3-3-2)	新設 別途ご案内します
定 員	150名（先着順）	80名（先着順）
参加費	会 員：30,000円 非会員：35,000円	会 員：50,000円 非会員：55,000円
保育活動専門員 認定ポイント	250ポイント ※両方の講座の受講により1,000ポイント（修了証書の発行）になります。	300ポイント
申込締切	令和7年6月20日（金）	※別途ご案内します。

*プログラムの詳細は3ページに記載しています。

*本研修の修了認定にかかる受講証明書の発行要件等の詳細は2ページをご参照ください。

◆ 主 催

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 / 全国保育士会（実施主体：全国保育協議会）

◆ 後 援 (予定)

こども家庭庁、一般社団法人 全国保育士養成協議会、一般社団法人 日本保育保健協議会

開催趣旨

わが国では、少子化の進行とそれに伴う人口減少、地域や家庭での養育力の低下、子育て家庭の孤立など、子どもと子育てをめぐる環境の大きな変化とその対応が社会的な課題となっています。令和5年度には「こども基本法」が施行されるとともに、「こども家庭庁」が設置され、「こども大綱」や「こども未来戦略」が策定されました。令和6年度には76年ぶりに「保育士の配置基準」の見直しがされ、今後の保育政策のあり方を示した「保育政策の新たな方向性」が取りまとめられるなど、保育を取り巻く状況は大きな転換期を迎えています。

こうしたなか、教育・保育施設長には、社会の要請と地域のニーズをしっかりと見据え、保育の使命や社会的な意義・役割を明確に捉えつつ、地域全体の子どもの最善の利益を柱に、日々の保育を振り返り、保育を発展・充実させていく識見や力量が求められます。さらには、働きやすく、風通しのよいやりがいのある職場をつくり、子どもの育ちを支える保育者の働き方を保障することも重要です。

本研修は、教育・保育施設長に求められる資質・能力の向上をはかるとともに、社会の要請に応えられる現場リーダーを養成することを目的に開催します。

●参加対象（1）～（3）のいずれかに該当する方

- (1) 保育士資格または社会福祉主事任用資格を有し、現在、保育所長または保育所長に準ずる職にある方
- (2) 保育士資格または幼稚園教諭免許状を有し、現在、認定こども園園長または園長に準ずる職にある方
- (3) 上記以外のその他教育・保育施設にかかわる方

修了認定と保育活動専門員の認定

●「基礎編」の受講証明書の発行要件について

参加方法	発行要件	研修ポイント
事前学習 (オンデマンド配信) + ワーク型学習 (参集)	① 事前学習の視聴履歴（ログの確認） ② 会場出席（ワーク参加）	250

●修了認定

- 「基礎編」「専門・発展編」の両プログラムをご受講いただいた方に、修了証書を発行します。
- 1年間で両プログラムをご受講できない場合は、初めにどちらかのプログラムを受講された年度を含む3年の間にもう片方のプログラムをご受講いただければ、修了することができます。

●保育活動専門員の認定 (<https://www.zenhokyo.gr.jp/certification>)

- 全国保育協議会・全国保育士会では、教育・保育施設の長や保育士等として必要な知識・専門技術・理念などを習得し、リーダーとして活躍する人材を養成するために、所定の研修等を受講した方（1,000ポイント獲得者）を「保育活動専門員」として認定する「保育活動専門員」認定制度を平成19年度から実施しています。これまでに、1,888名が認定を受けられています。
- 本研修の修了者は、上記認定制度の認定要件を満たします。

(注) 教育・保育施設長ステージアップ研修「基礎編」「専門・発展編」全プログラム受講の場合は1,000ポイント獲得となります。
「基礎編」(必修研修会)のみ受講の場合は250ポイント、「専門・発展編」のみ受講の場合は300ポイントが付与されます。

保育活動専門員の詳細はこちら→



プログラム内容の詳細

《事前学習（オンデマンド配信） 令和7年7月10日～7月31日配信予定》

視聴URLは後日、お申込みいただいたメールアドレスにメールにてお送りします。

テーマ・講師名	時間	内容、ねらい
● 本研修の意義 全国保育協議会	30分	本研修全体を通してのねらいや意義について説明します。
● 教育・保育施設長としての 資質・専門性・責務 講師：京都大学 名誉教授 鯨岡 峻氏 (※調整中)	60分	教育・保育施設は家庭と緊密な連携をはかり、子どもの最善の利益を考慮しながら、養護と教育を一体的に提供することで、子どもの心身の健全な発達と、その福祉をはかることを目的とする児童福祉施設です。 その目的を達成するため保育を取り巻く多様な考え方にふれ、管理職としての資質等を高め、保育のあり方の基本を考えます。
● 教育・保育施設長としての リーダーシップ 講師：大阪公立大学 名誉教授 関川 芳孝氏	60分	経営者および管理者は、外部環境の変化を分析し、経営理念や使命にもとづき、保育士・保育教諭等職員に対して明確なビジョンを掲げて経営に取り組む必要があります。 組織の仕組みを理解し、関係機関と調整・協働する力を養い、どのようにリーダーシップをとるべきかについて考えます。
● 福祉・保育の理念と歴史 講師：淑徳大学 特任教授 柏女 霊峰氏	90分	近年、保育にかかわるさまざまな制度の動きがみられています。教育・保育施設長には、このような制度動向を常に把握し、対応していくことが求められます。 日本における保育の理念や歴史的背景を整理しながら、保育実践者に求められる保育観や保育にかかわる制度動向を理解するとともに、それらをふまえた今後の方向性を展望します。
● 保育・子育て支援の 制度・基本的仕組みの理解 講師：関西大学 名誉教授 山縣 文治氏	90分	教育・保育施設における保育は子どもの育つ権利を保障するものです。「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」「児童福祉法」に掲げられている権利に関する理念を実践に取り入れるため、教育・保育施設において工夫が求められます。 組織運営に反映できるよう、子どもの権利の基本理念の学習として、保育・子育て支援に関連する法律等を学びます。
● 教育・保育施設長としての 社会的使命 講師：大阪総合保育大学 教授 大方 美香氏	90分	教育・保育施設が保育の質を向上させ、保護者や地域から信頼される園となるためには何をすべきでしょうか。 リスクマネジメントの理解を深めるとともに、保育の質をはかる指標としての福祉サービス第三者評価や自己評価の重要性等への理解を深めるとともに、施設長としての説明責任などを整理します。
● 教育・保育施設の経営のための 知識・技術 講師：社会保険労務士法人 ワーク・イノベーション 代表 菊地 加奈子氏	90分	教育・保育施設が子どもや保護者、地域のニーズにこたえていくためには、保育士・保育教諭等職員の確保および資質向上とそれを支える仕組みづくりが必要です。 「働き方改革」をはじめとする労働に関する法律・制度や職員のメンタルヘルスケアについて学び、風通しのよい働きやすい職場づくりを考えます。
● 行政説明 説明者：こども家庭庁成育局 保育政策課	60分	「保育政策の新たな方向性」や「誰でも通園制度」など、保育をめぐる国がめざす方向性を学び、教育・保育施設長として求められる施策に対する知識を深めます。

※講師の所属先等は、令和7年3月末時点のものです。

《ワーク型学習（参集） 令和7年7月31日（木）》

ワーク型学習は事前学習の内容を踏まえたうえで、参集会場にて講義を受けていただきます。当日はグループワークも予定しています。

10:30	11:00	11:10	12:10	13:00	14:30	14:45	16:25
7/31	受付	オリエンテーション	園長としての自身(自園)の課題～事前学習の学びを通じて～	休憩	教育・保育施設長としての社会的使命	休憩	教育・保育施設の経営のための知識・技術

会場：新霞が関ビル
東京都千代田区霞が関3-3-2
TEL. 03-3581-6503

テーマ・講師名	時間	内容、ねらい
● 園長としての自身（自園）の課題～事前学習の学びを通じて～ 全保協 研修部会員	60分	事前学習（オンデマンド配信）を踏まえて、園長として自身（自園）の課題意識をグループで共有し、意見交換等を行います。
● 教育・保育施設長としての社会的使命 講師：大阪総合保育大学 教授 大方 美香 氏	90分	《再掲》 教育・保育施設が保育の質を向上させ、保護者や地域から信頼される園となるためには何をすべきでしょうか。 リスクマネジメントの理解を深めるとともに、保育の質をはかる指標としての福祉サービス第三者評価や自己評価の重要性等について理解を深めるとともに、施設長としての説明責任などを整理します。
● 教育・保育施設の経営のための知識・技術 講師：社会保険労務士法人 ワーク・イノベーション 代表 菊地 加奈子 氏	100分	《再掲》 教育・保育施設が子どもや保護者、地域のニーズに応じていくためには、保育士・保育教諭等職員の確保および資質向上とそれを支える仕組みづくりが必要です。 「働き方改革」をはじめとする労働に関する法律・制度や職員のメンタルヘルスケアについて学び、風通しのよい働きやすい職場づくりを考えます。

* 内容等が変更する可能性があります。その場合にはお申込みいただいたメールアドレス宛および全保協ホームページにてお知らせしますので、随時ご確認ください。

全国保育協議会「教育・保育施設長の学習領域」改訂版

本会における「教育・保育施設長に必要な学習領域」は、令和4年度に改訂作業を行い、令和5年度より、新たな「学習領域」に基づき「教育・保育施設長ステージアップ研修」を実施します。

本学習領域は3つの柱を中心に12の項目で構成しています（下記参照）。これらの項目を総合的に学習していただくため、本講座は「基礎編」「専門・発展編」の2つによる構成としています。

教育・保育施設長の学習領域

1. 教育・保育施設長としての基盤

- (1) 施設長としての資質・専門性・責務 (★)
- (2) リーダーシップ (★)
- (3) 福祉・保育の理念と歴史 (★)
 - 子どもの最善の利益を尊重し、福祉を増進するための基本理念と保育観の醸成
 - 子どもの権利に関する基本的理解
 - 児童福祉法の理解
 - 虐待に関する基本的理解とその対応
- (4) 制度・基本的仕組みの理解 (★)
 - 児童の権利に関する条約の理解
 - 子ども・子育て支援新制度の理解
 - 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の理解
 - こども基本法の理解
- (5) 教育・保育施設としての社会的使命 (★)
 - 子どもの命、安全・安心を確保する体制の構築（リスクマネジメント）
 - 社会的意義（公益性）
 - コンプライアンスを徹底する体制の構築
 - 評価の意義
 - 施設長の説明責任（アカウンタビリティ）
 - 社会福祉法人制度改革をふまえたガバナンスの強化
- (6) 教育・保育施設の経営のための知識・技術 (★)
 - 理念・運営方針と実践への反映
 - 財務管理、人事労務管理、経営分析

2. 教育・保育施設の保育の質の向上に向けた知識・技術

- (1) 教育・保育施設長としての質の向上の取り組み
 - 保育の「評価」と質の向上
 - エビデンス（根拠）に基づく保育
 - ・保育データの読み方/サービス改善サイクルPDCAサイクル
 - 研修の実施（経営課題としての人材育成）
 - ・「キャリアパス*」をふまえた教育・保育施設における自園の研修体系の構築
 - ・保育の質の向上のプログラム開発
 - ・外部研修を活用した人材育成
- *キャリアパスについては、1. (6) ○人事労務管理と関連

- スーパーバイザーとしての力量を高める
 - ・子どもの発達と保健等の理解
 - ・配慮が必要な子どもの理解と具体的実践
 - ・相談援助技術の理解

- 指導計画の編成と展開の評価
- 組織として実践の評価

(2) 子育て支援の総合的な拠点（プラットフォーム）としての教育・保育施設

- 地域子育て相談機関（かかりつけ相談機関）としての役割の理解
- 相談機能の充実
- 多様化・個別化するニーズへの対応
- 虐待に対する地域・関係機関との連携
- 保護者理解と対応及び親子支援の理解と実践
- 社会連帯の中の教育・保育施設
- 教育・保育施設における食育
- 地域の保育機能を強化する（子どもの育ちにおける安全・安心の確保）

3. 社会的使命を発揮していくための教育・保育施設長としての取り組み

- (1) 保育をとりまく制度動向への対応
 - 保育をとりまく制度動向の理解
 - 保育をとりまく制度動向を受けた地域での対応の検討
 - 保育をとりまく制度動向への提言
- (2) 地域・関係機関との連携
 - 地域子育て相談機関（かかりつけ相談機関）としての役割の発揮
 - 地域・関係機関・施設のネットワーク・情報共有
 - 教育・保育施設への地域の人の受け入れ・機会の提供
 - 教育・保育施設から地域の行事などへの参加・ふれあいの機会の創出
 - 地域や保護者に向けた、発信・情報提供
 - ICTの活用による情報開示・連携
- (3) 保育の魅力向上に向けた取り組み
 - 保育の人材の定着・確保に向けた取り組みの検討（養成校との連携）
 - 社会への保育の魅力・役割・責任・専門性の発信に向けた取り組みの検討

※ (★)が基礎編の講座内容になります。

1. 参加までの流れ

- (1) 専用の参加申込サイトよりお申込みください。
- (2) 申込完了時に、登録されたメールアドレスに参加登録完了通知メールが配信されます。
- (3) 申込締切日以降、メールにて参加費の振込先等をお知らせいたします。
- (4) 上記(2)(3)のメールが届かない場合は、名鉄観光サービス(株) MICEセンターまで必ずご連絡ください。
- (5) 参加費の入金確認後、事前学習配信開始日までに「オンデマンド配信URL」を登録されたメールアドレスに送信いたします。

- ・ 参加申込み完了後、申込締切日までに登録情報の変更・取り消しが生じた場合、参加申込サイトにログインし、参加者ご自身にて登録情報の変更・取り消しを行ってください。
- ・ 申込締切日以降の変更・取り消しは、参加申込サイトのお問合せフォームからご連絡ください（お電話での変更・取消はできません）。

2. 参加申込サイト

令和7年度 教育・保育施設長ステージアップ研修「基礎編」

URL <https://www.mwt-mice.com/events/2025stageup1>

※参加申込サイトは、全国保育協議会ホームページの「大会・研修会」からもアクセスいただけます。



3. 留意事項等

- ・ 講義等の録音・録画・撮影、および研修会資料の複写・転載等、オンデマンド配信URLや視聴ID・パスワードの再配布は固く禁止します。
- ・ 参加費入金後の参加取消は、原則として返金いたしかねます。
- ・ 機材や通信環境の不具合等により事前学習を視聴できなかった場合、資料の提供をもって替えさせていただきます。参加費の返金および動画データの提供はいたしません（事前学習の視聴履歴（ログ）が確認できない場合、受講証明書の発行はできません）。
- ・ 個人情報の取り扱いについては次のとおりです。
 - ➔ 参加申込にあたりご入力いただいた個人情報は、本研修会の運営・管理の目的に限り使用します。
 - ➔ 本研修会の申込受付等に関する業務を名鉄観光サービス株式会社MICEセンターに委託し、上記の目的のため情報を共有します。

お問い合わせ先

研修の内容に関すること

全国保育協議会事務局

〒100-8980 千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内
TEL：03-3581-6503（受付時間：平日9：30～17：30）
FAX：03-3581-6509
e-mail：zenhokyo@shakyo.or.jp

受講申込に関すること

名鉄観光サービス株式会社 MICEセンター

〒100-0013 千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL：03-3595-1121 FAX：03-3595-1119
受付時間：平日10：00～17：00
（土・日・祝日休業）

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ こども家庭審議会(第6回)が開催される(こども家庭庁) …………… 1
- ◆ 【通知】「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について
(こども家庭庁) …………… 2
- ◆ 処遇改善等加算に関するFAQ(よくある質問)(第1版)が公表される
(こども家庭庁) …………… 3

◆ こども家庭審議会（第6回）が開催される（こども家庭庁）

令和7年4月25日、こども家庭審議会（第6回）が開催されました。こども家庭審議会は、内閣総理大臣又はこども家庭庁長官の諮問機関として、こども家庭庁設置法に規程されています。

この度の審議会では、内閣総理大臣の諮問事項として「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について」が示され、今後、この諮問を受ける形で「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」の3指針・要領の改訂に向け検討会が設置され、検討が進められることとなります。

具体的な諮問内容については、下記のとおりです。

- こども基本法等の趣旨を踏まえつつ、こどもが主体的に遊び育つことを保障する保育の在り方をどのように考えるか。
- 乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長を保障するため、0歳から学童期との接続までを俯瞰した保育の在り方をどのように考えるか。
- 心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人のこどもの育ちを保障するための保育の在り方をどのように考えるか。

- 多様な子どもや大人との関わりの中で子どもが育つための、地域に開かれた保育や子育て支援の在り方をどのように考えるか。
- 質の高い保育を支える職員の資質の向上等の在り方をどのように考えるか。
- 設置者や施設類型を問わず、乳幼児期のこどものより良い育ちを保障していく共通の方策についてどのように考えるか。

また、「こどもまんなか実行計画 2025」の素案が示され、6月に公表される「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）までに改定が進められます。

素案のなかで、保育分野に関わる事項として、下記が示されています。

- 「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進
- 「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進
- 特別な配慮を必要とする子どもへの支援
- 幼児教育・保育の質の向上
- 保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善

さらに素案では、前述の「保育所保育指針」および「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」について、こども家庭庁と文部科学省が緊密に連携し、施設類型を問わず幼児教育・保育の内容の整合性を図り、質の高い教育・保育を保障するため、これらの改訂に向けた議論を進めるとしています。

詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

ホーム>会議等>こども家庭審議会>こども家庭審議会（第6回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/3ceb48ed>



◆ 【通知】「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（こども家庭庁）

令和7年4月25日、保育人材の確保等に関する体制の整備および虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

この度の改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報が義務化されるとともに、保育人材確保等に対する体制の整備を図るため保育士・保育所支援センターの法定化が実施されます。また、国家戦略特別区域に限り認められていた3歳以上児のみを対象とした小規模保育事業について全国展開されることとなりました。改正法は、一部の規定を除き、令和7年10月1日から施行されます。

施行にあたっては、衆議院、参議院ともに付帯決議が採択されており、保育士の確保が

困難な状況にある中、保育士の一層の処遇改善や保育所等の職員配置基準の更なる改善、現場の実態を踏まえた加算要件の見直し、災害時の対応の強化等が含まれています。



児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の概要

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（1）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】
現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（2）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② 3～5歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（3）虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、子ども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者を子ども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（2）②は令和8年4月1日、（3）②は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲において政令で定める日、（3）③は公布の日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

1

詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

ホーム>政策>児童虐待防止対策>令和7年4月に成立した改正児童福祉法について（児童虐待防止対策関係）

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougvakutai/Revised-Child-Welfare-Actr7>



◆ 処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問） （第1版）が公表される（こども家庭庁）

令和7年5月1日、処遇改善等加算に関するFAQ（第1版）が公表されました。このFAQは、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（通知）において示された、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが一本化された（No.25-04 既報）ことにともない、単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう作成されたものです。対象職員や要件、賃金改善額の算出方法の分類に基づき、よくある質問に対する回答がまとめられています。

詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

ホーム>政策>子ども・子育て支援制度 処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）（第1版）（PDF/152KB）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/9b633dc8/20250501_policies_kokoseido_117.pdf



処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）

■ 本FAQで使用する用語の定義

用語	定義
告示	特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準（平成27年内閣府告示第49号）
留意事項通知	「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日付けこ成保38、5文科初第483号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）
処遇改善等加算通知	「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（令和7年4月11日付けこ成保296、7文科初第250号こども家庭庁成育局長、文部科学省初等中等教育局長連名通知）
処遇改善等加算ⅡFAQ	「技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するFAQ（よくある質問）」（Ver. 8（令和5年10月30日時点版））
区分1 区分2 区分3	処遇改善等加算通知における区分1「基礎分」 区分2「賃金改善分」 区分3「質の向上分」
加算Ⅰ 加算Ⅱ 加算Ⅲ	令和6年度までの処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ ※特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和7年こども家庭庁告示第4号）による改正前の告示における処遇改善等加算Ⅰ 処遇改善等加算Ⅱ 処遇改善等加算Ⅲ

No.	事項1	事項2	問	答
1	区分1・2	対象職員	処遇改善等加算の区分1・区分2による賃金の改善は、保育士や幼稚園教諭だけが対象になるのでしょうか。	保育士や幼稚園教諭だけでなく、事務職員、調理員、栄養士やスクールバスの運転手等を含め、通常の教育・保育に従事するすべての職員（非常勤職員含む）が対象になります。
2	区分3	対象職員	処遇改善等加算の区分3による賃金の改善は、すべての職員（非常勤職員も含む）が対象になるのでしょうか。	区分3は、リーダー的な役割などを果たしている中堅の保育士等の専門性の向上を図りつつ、キャリアアップの仕組みを構築するためのものです。そのため、区分3による賃金の改善は、原則として（※）、処遇改善等加算通知第2の3の(1)のi「副主任保育士等」及びii「職務分野別リーダー等」としています。 なお、上記に該当する場合には、事務職員、調理員、栄養士やスクールバスの運転手等であっても、また、非常勤職員であっても、賃金の改善の対象とすることを妨げるものではありません。 （※）第2の3の(2)の（注2）のとおり、「改善後の副主任保育士等の賃金が園長以外の管理職（略）の賃金を上回るようになる場合など賃金のバランス等を踏まえて必要な場合」には、当該園長以外の管理職も対象になります。

No.	事項1	事項2	問	答
3	共通	手続き	処遇改善等加算の認定手続きのスケジュールはどのように想定していますか。また、認定の効果は年度当初に遡及されますか。	処遇改善等加算を受けようとする施設・事業者は、都道府県知事・指定都市長・中核市長及び都道府県知事との協議により処遇改善等加算の認定事務を行うこととなった市町村長が定める日までに、必要書類を市町村長に提出することとしており、具体的には都道府県等が定めるスケジュールによることとなります。また、加算認定が年度途中になった場合、事業者からの申請ベースで適用した上で、認定がなされた後に認定の効果は年度当初に遡及して適用することとなります。
4	共通	手続き	都道府県で行う処遇改善等加算の事務を市区町村（指定都市、中核市及び特定市町村を除く）に委ねる場合、どこまで委ねることができるのでしょうか。事務を委任する場合であっても、形式的に県に計画書や請求書を提出してもらう必要があるのでしょうか。	処遇改善等加算について、申請内容の確認等の事務を市町村に委任することは可能ですが、確認・取りまとめの具体的な程度については、都道府県と市町村の間で決定していただくこととなります。
5	区分1	要件	キャリアパス要件で必要となる「研修」は、どの程度のものであれば認められるのでしょうか。また、施設・事業所職員のフィードバックとはどのようなもので、どのような内容が必要でしょうか。	施設・事業所職員の職位、職務内容等に応じた研修（所長研修、主任保育士研修など職位に応じた研修、或いは職務内容に応じた研修など）を実施、又は研修の機会を確保していればよく、研修内容は、社会通念上、明らかに職員の研鑽目的でないものを除き、施設の実情に応じて取り組んでいけば認められるものになります。また、フィードバックについては、個別面談や、自己評価に対し施設長や管理職の職員等が評価を行うなどが考えられます。施設・事業所の職員が業務や能力に対する自己評価をし、その認識が事業者全体の方向性でどのように認められているのかを確認し合うことが重要であり、この趣旨を踏まえて適切に運用されているのであれば、要件を満たしていると考えられます。
6	区分1	要件	キャリアパス要件で必要となる「フィードバック」について、「個別面談や、自己評価に対し施設長や管理職の職員等が評価を行う」とは、例えば、職員ごとに、A～Eなどの5段階評価を付けるなどの必要があるのでしょうか。	フィードバックとは、研修や技術指導の効果が、職員の資質の向上に繋がっているかどうかについて、個別面談をするなどにより確認することでも足り、5段階評価等を行うことまでは求めません。
7	区分1	要件	キャリアパス要件で必要となる「資格取得のための支援」は、例示されている「研修受講のための勤務シフトの調整や休暇の付与、交通費、受講料等の費用負担の援助」の全てを満たす必要があるのでしょうか。	資格取得のための支援とは、幼稚園教諭免許状・保育士資格等の取得を促すためのものですが、必ずしも例示されている全ての取組を満たすこと想定しているものではありません。

No.	事項1	事項2	問	答
8	区分1	要件	処遇改善等加算（区分2）の加算見込額の算定に当たって、公定価格上の加減調整部分の取扱いはどのようにすればよいのでしょうか。	加算見込額の算式における「処遇改善等加算の単価の合計額」の算定に当たっては、実際の加算額と極力近い値となるよう見込む必要があります。従って、例えば、「土曜日に閉所する場合」など、処遇改善等加算に関連する各調整部分についても、加算見込額の正確性を高めるために、調整部分のうち処遇改善等加算部分を算出し、以下の算式で導かれる値を加算見込額から減算することになります。 【「土曜日に閉所する場合」（月に1日土曜日を閉所する場合）の加算見込額算定上の算式】 $\{ (\textcircled{7} \text{ 処遇改善等加算 (区分1 及び区分2) } + \textcircled{8} \text{ 3歳児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分 (区分1 及び区分2) } + \textcircled{9} \text{ 4歳以上児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分 (区分1 及び区分2) } + \textcircled{10} \text{ 1歳児配置改善加算のうち処遇改善等加算部分 (区分1 及び区分2) } + \textcircled{12} \text{ 夜間保育加算のうち処遇改善等加算部分 (区分1 及び区分2) }) \times \text{区分2の加算率} \div \text{処遇改善等加算 (区分1 及び区分2) の加算率} \} \times 1/100$
9	共通	賃金改善額の算出方法等	加算見込額の算定について、各月初日の利用子ども数で除して単価を算出するような加算の場合、処遇改善等加算の合計値を出す場合の単価に係る端数処理をどのように行えばよいのでしょうか。	告示第14条に定める端数計算の取扱いに準じ、単価が10円以上であった場合は、10円未満を切り捨て、10円未満であった場合は、小数点第1位を切り捨てすることとします。 例：各月初日の利用子ども数が35人で、単価が120の場合 $120 \div 35 = 3 \text{ (小数点第1位切り捨て)}$
10	区分2・3	賃金改善額の算出方法等	処遇改善等加算通知の第5の2において、「また、区分2及び区分3を併せた加算による改善額のうち1/2以上は、基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること。」とされていますが、ここでいう「改善額」には、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分に係る区分2の単価の増額は含めるのでしょうか。含める場合、年度途中の改定により、区分2の単価が増加し加算額は増額しますが、年度途中のため一時金の処理となることにより、結果、基本給・決まって毎月支払われる手当が改善額の1/2未満となった場合、どのように取り扱えばよいのでしょうか。	国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分には、国家公務員の給与改定に係る区分2の加算額の増加分も含まれるため、区分2及び区分3を併せた加算による改善額には、国家公務員の給与改定に係る区分2の加算額の増加分は含みません。
11	区分3	対象職員	処遇改善等加算通知の第2の3の(2)の(注2)において、「職員の経験年数、技能、給与等の実態を踏まえ、当該施設・事業所において必要と認める場合には、職務分野別リーダー等に対して区分3-①による賃金の改善を行うことができる。」とされています。ここでいう「職務分野別リーダー等」は、第2の3の(1)のiからiiiの「別に定める研修」を修了しておらず、年度途中で修了見込みがなくてもよいという理解で良いのでしょうか。	施設・事業所において必要と認める場合に、職務分野別リーダー等に対して、区分3-①による賃金の改善を行う場合、当該職務分野別リーダー等は、必ずしも区分3-①で求めている研修を修了している又は修了見込みである必要はありませんが、第2の3の(1)のiiの「別に定める研修」を修了している又は修了見込みである必要はあります。

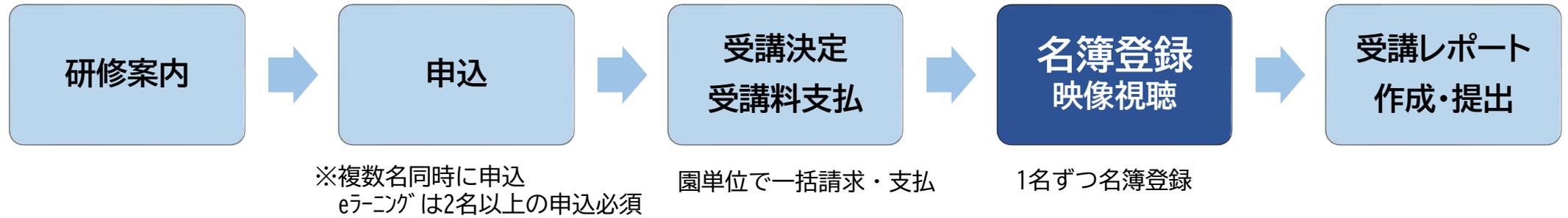
No.	事項1	事項2	問	答
12	区分3	対象職員	<p>処遇改善等加算ⅡFAQの2-2では、「賃金バランス等を踏まえて必要な場合には、幼稚園及び認定こども園の副園長、教頭及び主幹教諭等並びに保育所等の主任保育士に対して、「5千円以上4万円未満の範囲内」で賃金改善を行うことが可能」とありますが、この場合、主任保育士等には研修修了要件がかからない旨の取り扱いが示されています。</p> <p>区分3における賃金バランス等を踏まえた取扱いでは、主任保育士等であっても、研修を修了している又は修了見込みである必要があるのでしょうか。</p>	<p>第2の3の(2)の(注2)の取扱いにより、賃金バランス等を踏まえ主任保育士等に対して区分3一①による賃金の改善を行う場合、必ずしも当該主任保育士等は研修を修了している又は修了見込みである必要はありません。</p> <p>本取扱いは、主任保育士等より副主任保育士等の賃金の方が高くなり賃金バランスが崩れてしまう結果として副主任保育士等に対して賃金の改善ができなくことを避けるため、必ずしも研修の修了を求めています。</p>
13	区分2	対象職員	<p>加算Ⅲでは、法人役員を兼務する施設長の賃金の改善はできませんでしたが、区分2では、法人役員を兼務する施設長の賃金の改善をしてもよいという理解で良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。加算Ⅰ（賃金改善要件分）と加算Ⅲを区分2として見直すに当たり、通常の教育・保育に従事する職員として、施設・事業所が定めた給与規程に基づき、給与が支払われている施設長であれば、法人役員を兼務していても、加算の対象とするよう、取扱いの統一化を図ったものです。</p>
14	区分1	要件	<p>区分1のキャリアパス要件について、「就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備」とありますが、処遇改善等加算の一本化に伴い、加算Ⅰ・加算Ⅱ・加算Ⅲに係る記載を変更する必要があります。</p> <p>例えば、令和6年度に就業規則等を整備して加算Ⅰ・加算Ⅱ・加算Ⅲを取得しており、令和7年度も区分1・区分2・区分3を算定し、実質的に変更が生じていないような場合は、適宜読み替え、就業規則等が整備されているものとして取り扱ってよいのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり取り扱って差し支えありません。なお、読み替えにあたっては以下の対応関係を参考としてください。</p> <p>区分1：加算Ⅰ（基礎分） 区分2：加算Ⅰ（賃金改善要件分）又は加算Ⅲ 区分3：加算Ⅱ</p>
15	区分3	要件	<p>処遇改善等加算通知の第2の3の(2)の(注1)において、区分3による賃金の改善対象として、研修修了見込みの者を含むこととなっています。</p> <p>年度当初は、研修修了見込みがあったため、賃金の改善を行ったものの、結果として、研修を修了できなかった場合は、加算の要件に該当しないことになるのでしょうか。</p>	<p>賃金の改善を行った研修修了見込みの者が年度内に研修を修了できなかった場合、加算額の返還を求めることまでは要しませんが、翌年度に、速やかに研修を修了してください。</p> <p>また、加算認定自治体においては、翌年度の加算認定の際に当該者が研修を修了しているか確認を行ってください。当該者が研修修了していない場合は、当該者を賃金改善の対象から除くよう求めてください。</p>
16	区分3	要件	<p>区分3の加算額の算定に当たり、第2の3の(1)の研修のiとiiの両方を修了している者がいる場合、人数AとBの両方に計上して良いのでしょうか。</p>	<p>研修のiとiiの両方を修了している者については、人数AとBのどちらかにのみ計上してください。どちらに計上するかは施設・事業所の判断となります。</p>

No.	事項1	事項2	問	答
17	区分3	同一事業者内での配分	加算Ⅱでは、20%を上限として同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所における賃金の改善に充てることができましたが、区分3は充当できなくなったという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	共通	要件	認定書類について、区分2に係る書類として区分1の認定に当たって徴する書類を求めており、区分3に係る書類として区分2の認定に当たって徴する書類を求めています。区分1の認定を受けないと区分2の認定も受けられないような取扱いなのでしょうか。	認定自体は、区分1、区分2、区分3それぞれで行います。そのため、区分2の認定はしても、区分1は認定しないようなケースもあり得ます。
19	区分3	要件	処遇改善等加算通知の第2の3の(1)の(注1)で、「加算当年度の4月1日時点の研修修了者（略）の人数で判断する」こととなっています。年度途中で研修修了者の人数が増減があった場合はどのように取り扱うのでしょうか。	処遇改善等加算通知の第2の3の(1)の(注1)については増減を考慮しません。区分3は基本給又は決まって毎月支払われる手当による改善を求めており、研修修了者の増減により年度途中で加算額に変更が生じた場合には基本給又は手当の金額も変更する必要があり給与表・給与規定等の改定等の事務負担が発生することを踏まえ、事務手続きの負担軽減の観点から、加算当年度の4月1日時点の人数で当該年度中は算定を行うこととします。
20 (新規)	区分3	賃金改善額の算出方法等	加算額の算定に当たり、区分3-①の「人数A」については、「基礎職員数」×1/3の人数より、処遇改善等加算通知の第2の3の(1)のiとiiiに定める研修修了者数が少ないときは、当該研修修了者数により算定することとされています。令和7年度からこうした取扱いに変更となりましたが、その趣旨を教えてください。また、令和7年度においても、令和7年4月1日時点の研修修了者の人数で判断しないといけませんか。	加算Ⅱでは、月額4万円の改善を行う副主任保育士等を1人以上確保するなどの要件を満たす場合に、基礎職員数の1/3の人数分の加算額の算定を可能としてきました。加算Ⅱは、リーダー的な役割などを果たしている中堅の保育士等の専門性の向上を図りつつ、キャリアアップの仕組みを構築する中でそれを評価し、賃金水準を引き上げていくためのものです。見直し前の要件では、必ずしも、複数の副主任保育士等を確保するインセンティブが働かず、上記の目的を十分に達成する要件にはなっていなかったことから、加算要件の適正化を図ったところです。他方で、当該改正により加算額が少なくなり、これまで賃金改善をしてきた職員への賃金改善が行われなくなることを避けるため、令和7年度に限り、令和6年度に加算Ⅱの認定を受けていた施設・事業者においては、令和7年4月1日時点で在籍していた職員について、加算額算定に係る研修修了見込みの者（年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等に準ずる職位や職務命令を受けている者をいう。以下、No22においても同じ。）であっても、「人数A」の「研修修了者」に含めて差し支えないものとします。
21 (新規)	区分3	賃金改善額の算出方法等	No.20で示された取扱いの、「年度内に別に定める研修を修了する予定であって、研修計画において当該者が研修を受けることを明示し、本人に周知されているとともに、副主任保育士等に準ずる職位や職務命令を受けている」とは、いつまでに研修計画の作成や本人への周知、副主任保育士等に準ずる職位や職務命令を受けていることが必要なのでしょうか。	基本的には処遇改善等加算の認定申請をするときまでに行うこととしてください。個別の事情により、これらができなかった場合は、できるだけ速やかに行っていただくことで差し支えありません。

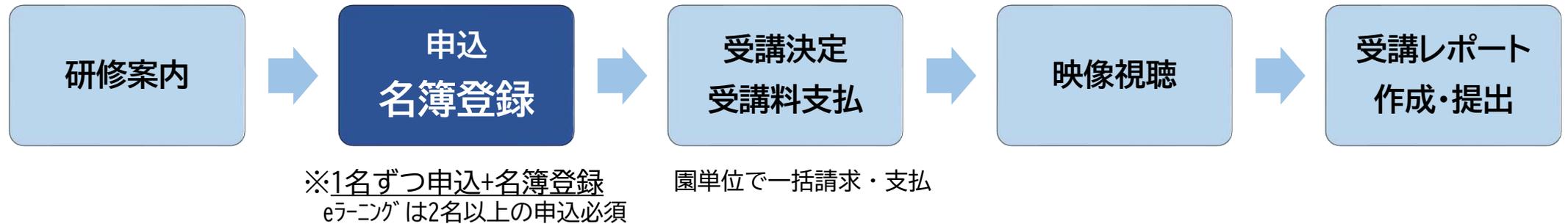
No.	事項1	事項2	問	答
22 (新規)	区分3	賃金改善額の算出方法等	No. 20で示された取扱いについて、研修修了見込みがあったため、「人数A」に含めたものの、結果として、研修を修了できなかった場合は、加算の要件に該当しないことになるのでしょうか。	No20の取扱いにより、加算額算定に係る研修修了見込みの者が年度内に研修を修了できなかった場合、加算額の返還を求めることまでは要しませんが、翌年度に、速やかに研修を修了してください。 なお、令和8年4月1日時点で研修を修了していない場合、令和8年度の加算額算定に当たり、当該者は「人数A」に含めることができなくなるので御留意ください。
23 (新規)	区分3	賃金改善額の算出方法等	No. 20で示された取扱いについて、研修修了見込みが「基礎職員数」×1/3の人数を超える場合は、「人数A」は、「基礎職員数」×1/3の人数になる理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
24 (新規)	区分2・3	要件	処遇改善加算等通知の第2の2の(2)で、「区分2と区分3を併せた加算による改善見込額は、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること」とされているが、令和7年度は、制度の見直しに伴い加算額が確定せず、4月から「基本給・決まって毎月支払われる手当」により賃金改善を図ることが困難です。 制度変更に伴う事情により「1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること」ができない場合でも、加算の要件を満たさないものとして取り扱うのでしょうか。	制度変更に伴う事情により、区分2・3の加算額の認定が遅れた場合は、「1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること」を満たしていない場合であっても、当該要件を満たすものとして取り扱って差し支えありません。 ただし、原則、認定がされてから翌月以降できるだけ速やかに「1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること」を満たすこととしてください。 また、自治体においては、実績報告時、年間を通して「1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること」を満たしていなかったとき、認定がされてから翌月以降に「1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること」を満たしているかを確認する必要まではありませんが、指導監督等の機会に、特段の事情もなく、認定がされてから翌月以降できるだけ速やかに「1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること」を満たしていない場合は、要件を満たさないものとして取り扱ってください。

保育士等キャリアアップ研修(eラーニング・集合形式)における 申込時の変更点について

変更前



変更後



〈保育部会〉令和7年度

保育士等キャリアアップ研修 保健衛生・安全対策（集合研修）《開催要項》（案）

キャリアアップ対象研修 「保健衛生・安全対策」

この研修は「大阪府保育士等キャリアアップ研修」実施機関指定研修です。
所定の研修修了者には、「保健衛生・安全対策」分野の修了証を交付いたします。
※詳細は、4ページをご覧ください。

趣旨・目的

本研修では、保健衛生に関する理解を深め、適切に保健計画の作成と活用ができる力を養う。また、安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養う。そして、他の保育士等に保健衛生・安全対策に関する適切な助言及び指導ができるよう、実践的な能力を身に付けることを到達目標とします。

日程（全2日間） ※詳細は、2ページ「研修カリキュラム」をご覧ください。

1日目 令和7年7月15日（火） 9時50分～18時40分

（初日は9時45分からオリエンテーションを行います。）

2日目 令和7年7月18日（金） 9時50分～18時40分

受講対象

大阪府内の保育園・認定こども園において、保健衛生・安全対策分野のリーダー的役割を担う方 ※勤務予定の方も申込対象となります。

受講定員

集合受講 60名

受講料

保育部会会員：15,000円 会員でない方：30,000円

※受講決定通知兼請求書をメールにてお送りさせていただきますので、「振込」にてお支払いください。

※受講料には、当日の資料代・事務消耗品代が含まれています（交通費・昼食代等は含まれておりませんので、各自ご負担ください）。

申込方法

《申込期限：令和7年6月26日（木）17時00分まで》

保育部会会員の方は、保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、
申込みフォームにアクセスいただき、お申込みください（申込者への通知等の対応事務のため、申込期限は厳守
させていただきます）。原則先着順とさせていただきますが、応募者多数の場合、1施設あたりの参加者数を制限
させていただく場合がございます。会員でない方は、お手数ですが、保育部会事務局までお問い合わせください。

実施主体

大阪府社会福祉協議会保育部会

研修カリキュラム

【1日目】 令和7年7月15日(火) /会場：大江ビル 13F会議室

9時30分～ 受付開始	
9時45分～ 受講ガイダンス	
9時50分～11時20分(90分) 「事故防止及び健康安全管理」	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止及び健康安全管理に関する組織的取組 ・体調不良や傷害が発生した場合の対応 ・救急処置及び救急蘇生法の習得 ・災害への備えと危機管理 ・他職種との協働
休憩(10分)	
11時30分～13時00分(90分) 「保育所における感染症対策ガイドライン①」	
昼食休憩(50分)	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所における感染症対策ガイドラインの理解 ・保育所における感染症の対策と登園時の対応
13時50分～15時20分(90分) 「保育所における感染症対策ガイドライン②」	
休憩(10分)	
15時30分～17時00分(90分) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン①」	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインの理解 ・安全な環境づくりと安全の確認方法
休憩(10分)	
17時10分～18時40分(90分) 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン②」	

【2日目】 令和7年7月18日(金) /会場：大江ビル 13F会議室

9時30分～ 受付開始	
9時45分～ 受講ガイダンス	
9時50分～11時20分(90分) 「保健計画の作成と活用①」	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発育・発達の理解と保健計画の作成 ・保健活動の記録と評価 ・個別的な配慮を必要とする子どもへの対応
休憩(10分)	
11時30分～13時00分(90分) 「保健計画の作成と活用②」	
昼食休憩(50分)	
13時50分～15時20分(90分) 「保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン①」	
休憩(10分)	
15時30分～17時00分(90分) 「保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン②」	<ul style="list-style-type: none"> ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドラインの理解 ・保育所における血液を介して感染する感染症の対策と対応
休憩(10分)	
17時10分～18時40分(90分) 「保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン③」	

関西学院短期大学 保育科 准教授 ^{たちばな なおき} 立花 直樹 氏

大阪府・兵庫県・三重県・石川県保育士等キャリアアップ研修講師

【講師略歴（抜粋）】

- ・高齢者施設や障がい児者施設、市町村社会福祉協議会や都道府県社会福祉協議会でたくさんの福祉現場の経験後、平成15年に大阪保健福祉専門学校の副学科長に就任。大阪薫英女子短期大学専任講師、関西福祉科学大学准教授を経て現在に至る。

【主な研究課題・書籍など】

- ・福祉専門職に関する諸課題（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、MSW 等）
 - ・社会的交流（世代間交流、地域内交流、地域間交流）や福祉教育に関する研究
 - ・福祉・防災活動に関する研究
 - ・障害児保育・特別支援教育に関する研究等
- 『保育士等キャリアアップ研修・指導者認定（マネジメント他）』取得、日本乳幼児教育・保育者養成学会『子育て支援を支えるソーシャル・キャピタル』『保育・幼児教育・子ども家庭福祉辞典』など著書実績多数。

大阪総合保育大学 児童保育学部児童保育学科 准教授 ^{まるめ まゆみ} 丸目 満弓 氏

大阪府・兵庫県・三重県、尼崎市保育士等キャリアアップ研修講師

【講師略歴（抜粋）】

- ・同志社大学法学部法律学科、佛教大学社会福祉学科、MSW（医療ソーシャルワーカー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）の現場の経験を経て、大阪大学大学院博士前期課程、大阪総合保育大学大学院博士後期課程を修了。「保育ソーシャルワーク」や「保護者支援・子育て支援」を専門とした研究を専攻し現職。

【主な研究課題・書籍など】

- ・現場から福祉の課題を考える～ソーシャル・キャピタルを活かした社会孤立への支援：ソーシャルワーク実践を通して～
- ・保育ソーシャルワークの思想と理論（保育ソーシャルワーク学研究叢書第1巻）など、研究・著書実績多数。

受講までの流れ（予定）

≪6月26日（木）17時00分まで≫

①申込	保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、申込みフォームにアクセスいただき、お申込みください。
-----	--



※保育部会の会員でない方は、事務局までお問い合わせください。

≪7月初旬 決定通知≫

②受講決定	受講決定者に対し、「決定通知書兼請求書」を、各園代表のメールアドレス（保育部会に登録されているメールアドレス）宛に通知いたします。
-------	---

※決定通知までには、事務手続き上、お時間を少々いただきますことを予めご了承ください。



受講料のお支払い	7月18日までに 、請求書記載の銀行口座までお振込みください。振込が期日を遅れる場合は、事務局までご連絡いただけますと幸いです。
----------	---

≪7月15日（火）・7月18日（金）≫

③受講開始	「決定通知兼請求書」を各自で印刷のうえ、ご持参ください。以降、各受講日にご提示ください。
-------	--

保育士等キャリアアップ研修に係る修了証の取扱いについて

(1) 概要

- ◆この研修は、「大阪府保育士等キャリアアップ研修」（以下「キャリアアップ研修」といいます）における「保健衛生・安全対策」分野対象研修として、大阪府から指定を受けています。これにより、次の条件をすべて満たす方に対し、「保健衛生・安全対策」分野の修了証を交付します。

- ◇対象となる講義をすべて履修していること（遅刻・早退・欠席等は認められません）。
- ◇所定の「受講レポート」を提出していること（白紙での提出は認められません）。
- ◇大阪府が他の都道府県及び市町村に対し、研修修了者の情報を提供することについて、あらかじめ同意していること（下記(4)参照）。

- ◆キャリアアップ研修は、平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（雇児保発0401第1号）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、1分野につき15時間以上の研修を受講する必要があります。修了証の交付を受けられる場合は、必ず全てのカリキュラムをご受講ください。遅刻・早退・欠席等の理由により、全てのカリキュラムを受講できなかった方に対する救済措置はございませんので、あらかじめご承知おきください。

(2) 「受講レポート」の提出について

- ◆キャリアアップ研修対象講義をすべて受講された方に限り、「受講レポート」の提出を求めますので、必ず期日までに提出してください（提出されない場合は、修了証を交付することができません）。なお、この受講レポートは、判定により修了の可否を決定するものではありません。

(3) 修了証の交付方法について

- ◆修了証は、該当する受講者に対し、研修終了後おおむね1か月後に交付いたします。

(4) 研修修了者の情報管理について

- ◆研修修了者の情報管理は、大阪府社会福祉協議会が行い、次の内容を掲載した名簿を作成します。

- (1) 保育士登録番号（有資格者のみ） (2) 氏名・生年月日・住所 (3) 勤務先施設の名称・所在市町村名
- (4) 修了した研修分野 (5) 修了証番号 (6) 修了年月日

- ◆この名簿は、大阪府から提出を求められておりますが、大阪府が他の都道府県及び市町村にこれらの情報を提供することについてあらかじめ同意をしていただく必要がございます。
- ◆本会における個人情報の取扱いは、関係法令又は本会各種規程（プライバシーポリシー）を遵守し、厳正に管理のうえ、目的以外の用途には使用いたしません。

会場

大江ビル（13F会議室）

〒540-0011

大阪市中央区農人橋1丁目1-22

大江ビル 13F 会議室

〔アクセス〕

大阪地下鉄・谷町線「谷町4丁目駅」

8号出口から徒歩3分

※ガラス張りのビルです

※お車での来場は一切ご遠慮いただいております。

必ず公共交通機関をご利用ください。



●研修に関するお問い合わせは…

大阪府社会福祉協議会 保育部会事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内

TEL.06-6762-9001 FAX.06-6768-2426 E-Mail: info@niji-tumi.net

保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」URL: <https://www.niji-tumi.net/>

〈保育部会〉令和7年度

保育士等キャリアアップ研修 乳児保育（eラーニング）《開催要項》（案）

キャリアアップ対象研修 「乳児保育」

この研修は「大阪府保育士等キャリアアップ研修」実施機関指定研修です。
所定の研修修了者には、「乳児保育」分野の修了証を交付いたします。
※詳細は、3ページをご覧ください。

趣旨・目的

本研修では、乳児保育の意義や役割、現状と課題について理解を深め、乳児への適切な関わり及び乳児の発達に
適した保育環境についての専門性の向上をはかる。そして、乳児保育を実践するにあたって、複数の視点から環境
を整え、指導計画や記録及び評価に活かすことで、助言する力を身に付けることを到達目標とします。

研修形式（eラーニング形式による研修受講、各所属先での演習実施）

本研修会は、eラーニング動画配信形式として、講義・演習を含む15時間の研修を、各園所等にて園管理下の
もと複数名の受講者（2名以上）で実施する受講形式にて開催をさせていただきます。

本研修は、eラーニング形式による研修映像の視聴と、所属園等での演習の実施を組み合わせた受講形式で
開催いたします。**受講申込の所属園等より複数名（2名以上）の申込をいただき、所属園監督
下のもとで、講義（12時間）、演習（3時間）の全15時間全てをeラーニング形式で受講
可能となっております。**

日程

・eラーニング研修映像の配信受講期間（講義12時間・演習3時間の配信期間）

令和7年7月16日（水）10時00分～令和7年8月29日（金）17時00分まで

・講義（12時間）と演習（3時間）を、上記の配信受講期間内に必ず受講してください。

**・各園所等で演習を実施する際は、必ず受講者複数名（2名以上）で研修動画（演習部分）を
視聴・実施ください。**※詳細は2ページ「研修カリキュラム」をご覧ください。

受講対象

大阪府内の保育園・認定こども園において、乳児保育分野のリーダ
ー的役割を担う方。※勤務予定の方も申込対象となります。

受講定員

500名

（受講決定等・対応事務により予め
定員数を上記に設定しております）

受講料

保育部会会員：4,000円 会員でない方：8,000円

※受講料は、受講決定通知書兼請求書をメールにてお送りさせていただきます。

申込方法

《申込期限：令和7年6月26日（木）17時00分まで》

保育部会会員の方は、保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、
申込みフォームにアクセスいただき、お申込みください（申込者への通知等の対応事務のため、申込期限は厳守
させていただきます）。原則先着順とさせていただきますが、応募者多数の場合、1施設あたりの参加者数を制限
させていただく場合がございます。会員でない方は、保育部会事務局までお問い合わせください。

実施主体

大阪府社会福祉協議会保育部会

【eラーニング配信（講義部分 12 時間・演習3時間の全 15 時間）】

講義テーマ	研修内容
講義① 乳児保育の意義 （1時間×2講義）	・保育所保育指針解説書をもとに、乳児保育の役割、養護と教育の一体性、発達過程に関する捉え方についての理解を深める まとめの演習① ・乳児保育の現状と課題、乳児の育ちの現状と子育て支援 基本的信頼感 愛着形成など、乳児保育で大切にしたい点を確認する まとめの演習② ワーク課題Ⅰ
講義② 乳児の発達に応じた保育内容 （1時間×3講義）	・乳児保育に関わるねらい及び内容、身体的発達に関する視点、社会的発達に関する視点、精神的発達に関する視点についての理解を深める まとめの演習① ・1歳以上3歳未満児の保育の関するねらい及び内容、健康・人間関係・環境・言葉 表現についての理解を深める ②まとめの演習、③まとめの演習 ワーク課題Ⅱ
講義③ 乳児への適切な関わり （1時間×3講義）	・乳児の安全を守る技術、安全に生活ができる環境及び衛生管理、事故防止及び安全対策、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握について理解を深める まとめの演習① ・乳児保育における保育士等のかかわり、食事の自立の過程と保育士等の適切な関わりについて、離乳食の進め方、食事介助の際の留意点を確認する まとめの演習② ・乳児保育における保育士等のかかわり、排泄の自立の過程と保育士等の関わり、衣服の着脱の意義と保育士等の関わり、まとめの演習③ ワーク課題Ⅲ
講義④ 乳児保育の環境 （1時間×3講義）	・乳児の環境構成、身体的発達を支える環境、社会的発達を支える環境、精神的発達を支える環境を柱に、運動発達の遊び、微細発達の遊び、社会的発達の遊び、生活について理解を深める まとめの演習① ・1歳以上3歳未満児の保育に関するねらい及び内容にそって、子どもの発達を促す生活と遊びの環境構成について、理解を深める1 まとめの演習② ・1歳以上3歳未満児の保育に関するねらい及び内容にそって、子どもの発達を促す生活と遊びの環境構成について、理解を深める2 まとめの演習③ ワーク課題Ⅳ
講義⑤ 乳児保育の指導計画、記録および評価 （1時間×1講義）	・観察を通しての記録及び評価、評価の理解及び取り組みについて、子どもを理解する視点をもとに記録と振り返りの重要性、職員間の共有について、理解を深めることで専門性の向上について実践的な理解を深める まとめの演習① ワーク課題Ⅴ
演習テーマ	研修内容
演習① 乳児保育の意義・乳児の発達に応じた保育内容とその実践 （1時間×1演習）	・ワーク課題Ⅰ・ワーク課題Ⅱをもとに、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行い、乳児保育への理解を深め共有し、実践に活かす
演習② 乳児への適切な関わりとその実践（1時間×1演習）	・ワーク課題Ⅲをもとに、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行い、乳児保育への理解を深め共有し、実践に活かす
演習③ 乳児保育の環境・乳児保育の指導計画、記録及び評価とその実践（1時間×1演習）	・ワーク課題Ⅳ・ワーク課題Ⅴをもとに、それぞれの意見をもちよりグループ討議を行い、乳児保育への理解を深め共有し、実践に活かす

講師（講義・演習）

社会福祉法人 こどものアトリエ 城東よつばこども園 理事長・園長 ^{たき} 瀧 ^{かおる} 薫 氏

プロフィール：甲南女子大学卒業、民間の教育研究所勤務後、スクールインターンとして南オーストラリア州ピクチャーハーバー幼稚園に勤務。環境を通じた保育について学ぶ。帰国後、学校法人泉新学園城山台幼稚園副園長、社会福祉法人任天会日野の森保育園園長を経て、2018年大阪市に社会福祉法人こどものアトリエを設立。理事長・城東よつば保育園園長（2020年4月こども園に移行）、大阪芸術大学短期大学非常勤講師。乳幼児の発達を支える遊びや、保育環境としてのおもちゃ・絵本について全国各地で講演。全国各地の保育士等キャリアアップ研修では幼児教育・乳児保育分野を担当。

受講から認定までの流れ（予定）

≪6月26日（木）17時00分まで≫

①申込	保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」会員ページまたは配信電子メールより、申込みフォームにアクセスいただき、お申込みください。 ※保育部会の会員でない方は、事務局までお問い合わせください。
-----	--

≪7月初旬 決定通知≫

②受講決定	受講決定者に対し、「決定通知書兼請求書」ならびに「研修講義・演習動画・資料等の掲載案内（動画サイト URL）」を、各園代表のメールアドレス（保育部会に登録されているメールアドレス）宛に通知いたします。 ※決定通知までには、事務手続き上、お時間を少々いただきますことを予めご了承ください。
-------	--

受講料のお支払い	7月末日までに、請求書記載の銀行口座までお振込みください。 振込が期日を遅れる場合は、事務局までご連絡いただけますと幸いです。
----------	--

≪7月16日（水）10時から≫

③受講開始	研修講義・演習を動画サイト URL より、研修講義の視聴と演習の実施をお願いします。 ※研修受講では、講義動画と研修資料をもとに、個人学習ワークシートの作成をお願いします。 個人学習ワークシートは、全 15 時間受講後に事務局までコピーを提出していただきますので、原本はお手元に必ず保管しておいてください。（※未作成や提出不備等は修了を認めません）
-------	--

保育士等キャリアアップ研修に係る修了証の取扱いについて

(1)概要

- ◆この研修は、「大阪府保育士等キャリアアップ研修」（以下「キャリアアップ研修」といいます）における「乳児保育」分野対象研修として、大阪府から指定を受けています。これにより、次の条件をすべて満たす方に対し、「乳児保育」分野の修了証を交付します。

◇対象となる講義をすべて履修していること（遅刻・早退・欠席等は認められません）。
◇所定の「個人学習シート」および「受講レポート」を提出していること（白紙での提出は認められません）。
◇大阪府が他の都道府県及び市町村に対し、研修修了者の情報を提供することについて、あらかじめ同意していること（下記(4)参照）。

- ◆キャリアアップ研修は、平成 29 年 4 月 1 日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（雇児保発 0401 第 1 号）別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、1 分野につき 15 時間以上の研修を受講する必要があります。修了証の交付を受けられる場合は、必ず全てのカリキュラムをご受講ください。遅刻・早退・欠席等の理由により、全てのカリキュラムを受講できなかった方に対する救済措置はございませんので、あらかじめご承知おきください。

(2)「個人学習シート」および「受講レポート」の提出について

- ◆キャリアアップ研修対象講義をすべて受講された方に限り、「個人学習シート」および「受講レポート」の提出を求めますので、必ず期日までに提出してください（提出されない場合は、修了証を交付することができません）。なお、この受講レポートは、判定により修了の可否を決定するものではありません。

(3)修了証の交付方法について

- ◆修了証は、該当する受講者に対し、研修終了後に全受講者からの受講レポート等必要書類の提出後おおむね 1 か月半程度で所属園へ送付を予定しております。

(4)研修修了者の情報管理について

- ◆研修修了者の情報管理は、大阪府社会福祉協議会が行い、次の内容を掲載した名簿を作成します。

(1)保育士登録番号（有資格者のみ） (2)氏名・生年月日・住所 (3)勤務先施設の名称・所在市町村名
(4)修了した研修分野 (5)修了証番号 (6)修了年月日

- ◆この名簿は、大阪府から提出を求められておりますが、大阪府が他の都道府県及び市町村にこれらの情報を提供することについてあらかじめ同意をいただくと必要がございます。
- ◆本会における個人情報の取扱いは、関係法令又は本会各種規程（プライバシーポリシー）を遵守し、厳正に管理のうえ、目的以外の用途には使用いたしません。

●研修に関するお問い合わせは…

大阪府社会福祉協議会 保育部会事務局

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54 大阪社会福祉指導センター内
TEL.06-6762-9001 FAX.06-6768-2426 E-Mail : info@niji-tumi.net
保育部会ホームページ「にじいろつみきネット」URL : <https://www.niji-tumi.net/>

大社福施発第 181 号
令和 7 年 6 月 3 日

保育部会会員施設 各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
保育部会長 森田 信司
(公 印 省 略)

園と保護者をつなぐコミュニケーションツール「よい子ネット」 新アプリシステムの操作説明会の追加開催（オンライン）について

日頃より、本会の事業推進にご尽力賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、本会会員施設各位にご利用いただいております園情報配信ツール「よい子ネット」について、アプリシステムへの全面リニューアルに伴い、操作説明会を開催いたしております。

しかしながら、時節柄、日程のご都合がつかないといったご意見も多数いただき、このたび、ZOOM によるオンライン形式で追加開催する運びとなりました。

ご多忙の折かと存じますが、ぜひこの機会にご参加いただけますと幸いです。

記

1. 日 時
①令和 7 年 6 月 24 日（火） 午前 10 時～12 時
②令和 7 年 6 月 24 日（火） 午後 2 時～4 時
③令和 7 年 7 月 2 日（水） 午前 10 時～12 時
④令和 7 年 7 月 2 日（水） 午後 2 時～4 時
2. 内 容
(1) 新しいよい子ネットシステムの概要
(2) システム移行のスケジュール等、今後の流れ
(3) 主な機能の概要（お知らせ／登降園・出欠管理／連絡帳など）
(4) 操作方法について（管理画面／保護者アプリ）
(5) その他（質疑応答）
3. 参加費 無 料
4. 申込方法 **申込フォーム**または**右記 QR コード**からお申込みください。
※ご質問等につきましては、申込みフォームへ入力をお願いいたします。
当日は、事前にいただいたご質問を優先的に回答させていただきます。
5. 申込期日 ①②の日程は 6 月 16 日（月）**〆切**
③④の日程は 6 月 23 日（月）**〆切**
※各回、定員に限りがありますのでお早めにお申込みください。



令和7年度保育関係資料集 設問等の変更点について

市町村アンケート調査票の変更点

【設問15 公立保育所、公立認定こども園、民間保育所、民間認定こども園に対する総支出費用】

(変更前)

15, 各市町村の公立保育所、公立認定こども園、民間保育所、民間認定こども園に対する総支出費用をご回答下さい。
 ※施設型給付、補助金を含む公立の運営に関わるもの(人件費、事業費、事務費等)は全て合算して下さい。広域的入所による他市への委託料は含まないで下さい。
 昨年度実績

	公立保育所	公立認定こども園	民間保育所	民間認定こども園
総支出費用				

(変更後)

15, 各市町村の公立保育所、公立認定こども園に対する費用をご回答下さい。
 ※公立の保育施設運営に関わる総支出費用及びその内訳(人件費、事業費、事務費、その他)をそれぞれご回答下さい。
 昨年度実績

	公立保育所	公立認定こども園
総支出費用		
人件費		
事業費		
事務費		
その他		

【設問30 利用定員の変更実績(減員)】

(変更前)

30,民間保育施設の利用定員の変更実績(減員)について
 令和4、5、6年度に利用定員の減員を認めた実績があるかご回答下さい。

令和4年度	令和5年度	令和6年度

(変更後)

30,民間保育施設の利用定員の変更実績(減員)について
 令和4、5、6年度に利用定員の減員を認めた実績があるかご回答下さい。

1号認定

令和4年度	令和5年度	令和6年度

2・3号認定

令和4年度	令和5年度	令和6年度

市町村アンケート調査票の新規設問(案)

【医療的ケア児受け入れ可能施設数調べ】

36, 医療的ケア児の受け入れをしている施設数と入所児童数をご回答ください。

	公立保育園	公立認定こども園	民間保育所	民間認定こども園
施設数				
入所児童数				

【一歳児配置改善に対する補助実績】

38, 令和6年度に各市町村独自で1歳児配置改善を行っている施設に対し、補助金等を支給していましたか。

支給の有無

39, 令和7年度に公定価格における1歳児配置改善加算を取得できない施設に対して、市町村独自で補助金等を支給していればその内容を具体的に回答してください。

なお、実施していない市町村については“未実施”と回答してください。

補助要項新様式(案)

令和7年度 民間保育所への助成状況

高槻市

民間保育園(民間認定こども園)への助成状況について、下記の3つに分類してご記載ください。

①国において示されている令和7年度保育関係予算事業(参照)を活用した補助金

② ①の内、府の負担分を市が負担している補助金

③ ①・②以外の市単独補助金

2025年度

全国教育・保育研究大会

開催要項

「すべての子どもの権利と育ちを保障していく
社会の実現」をめざして
～子どもと保護者と保育者の現在と未来を支える～

趣旨

想定をはるかに超える少子化による入園児の急激な減少や保育人材の確保難に加え、国が公表した「保育政策の新たな方向性」では、これまでの「待機児童対策を中心とした量の拡大」から「質の高い保育の確保・充実」「全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援」等に政策の方向が転換されるなど、いま、保育は大きな転換期を迎えています。

そうした状況のなか、わたしたち教育・保育関係者は、自園が置かれている環境に適切に対応するとともに、すべての子どもの最善の利益を保障すべく、保育の質の向上を常に意識しなければなりません。そして、保育所・認定こども園等が子ども・子育て支援に欠かすことのできない社会資源として、社会や地域の人々からさらなる信頼と支持を得る必要があります。

全国保育協議会および全国保育士会の研究大会はそれぞれに実績を積み重ねてきましたが、今後の保育について、施設運営・保育実践の両面から考え、研究大会の質をさらに向上させるべく、大会を一本化し、2025年度の東京大会から、「全国教育・保育研究大会」として開催します。

定員 2,000名

- 保育所・認定こども園等関係者、保育行政関係者、保育士養成関係者、社会福祉協議会・保育協議会関係者等
- 保育・子育て支援に関心のある皆さま（学生、一般の方も参加いただけます）

主催

全国社会福祉協議会・全国保育協議会（第68回大会）／
全国保育士会（第58回大会）
関東ブロック保育協議会、関東ブロック保育士会、
東京都社会福祉協議会保育部会、東京保育士会
（実施主体：全国保育協議会、全国保育士会、
東京都社会福祉協議会保育部会、東京保育士会）

後援

こども家庭庁、東京都、東京都社会福祉協議会《予定》

参加費

会 員：20,000円

会員でない方：25,000円

学 生：5,000円

※会員とは「全国保育協議会（講読会員含む）」もしくは「全国保育士会」の会員になります。

期日と会場

令和7年

11月20日（木）～21日（金）

全体会会場（初日） 東京国際フォーラム

分科会会場（2日目） TKP市ヶ谷カンファレンスセンター、
飯田橋レインボービル 他

※詳細は4ページ以降の分科会内容をご参照ください。

日 程

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
11月20日 (木)				受付 11:30～ オープニング アトラクション 12:30～	開会式 式典	休憩	行政説明 基調報告 他	記念公演	次期開催地あいさつ

11月21日 (金)	受付	分科会 第1分科会～第12分科会	閉会
-------------------	----	---------------------	----

※第11分科会（開催地分科会）のみスケジュールが異なります（6ページ参照）。

第1日 11月20日(木) 13:00～17:30

11:30～	受付
12:30～	<p>オープニングアトラクション 「光バンドによる演奏会」 ～社会福祉法人東京光の家 光バンド～</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>光バンドは、東京都日野市にある、社会福祉法人東京光の家で生活する視覚障害と他の障害をあわせもつ、<small>もつちようかくしょうがい</small> 多重障害の人で構成するバンドです。東京光の家はSDGs支援事業として光バンドを通して、障害者への理解啓発活動を行っています。情熱と努力が生む力強い演奏、魂の響きを皆さまにお届けします。</p> </div> 
13:00～14:15	<p>式典</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童憲章朗読 ● 倫理綱領唱和 ● 全国保育協議会 表彰 ● 全国保育士会 感謝状贈呈 等 <p>(休憩15分)</p>
14:30～15:15	<p>行政説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ● こども家庭庁成育局保育政策課(予定)
15:15～15:55	<p>基調報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全国保育協議会 会長 ● 全国保育士会 会長 <p>(休憩20分)</p>
16:15～17:15	<p>記念公演 しげちゃん一座による絵本&トークライブ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>女優、声優、エッセイスト等として豊かな才能をみせる室井滋さんは、絵本作家としても活躍されており、2011年に絵本「しげちゃん」(作・室井滋 画・長谷川義史)の発売を機に、「しげちゃん一座」を結成しました。女優、絵本作家、ミュージシャン、マジシャンなど、個性が豊かなメンバーによる贅沢なライブをお楽しみください。</p> <p>【メンバー】</p> <p>室井 滋(むろいしげる)氏 (文・朗読・うた・鍵盤ハーモニカ) 長谷川義史(はせがわよしふみ)氏 (イラスト・朗読・うた・ウクレレ) 岡 淳(おかまこと)氏 (サクソフ・フルート・篠笛) 大友 剛(おおともたけし)氏 (ピアノ・マジック・朗読)</p> </div> 
17:15～	次期開催地(石川県)あいさつ
17:30	初日終了

日 程

分科会の内容

参加申し込みについて

第2日 11月21日(金) 10:00～16:00(9:30受付開始)

※第11分科会(開催地企画)はスケジュールが異なります(6ページ参照)。

- ≫ 分科会は、全保協の令和5～7年度の3か年で設定された「共通研究テーマ」による意見発表を中心に研究・協議する分科会(第1～5分科会)と、全国保育士会の分科会(第6～10分科会)、開催地企画による分科会(第11分科会)、さらにはフリー発表分科会(第12分科会)で構成します。
- ≫ 全保協の分科会については、各分科会の発表数を「午前2発表と午後2発表」とし、第2・3・4分科会では「午前と午後の分科会(会場)移動を可能」としております。
※第1・5分科会は午前・午後の移動はできません。
- ≫ 全国保育士会分科会(第6～10分科会)については、助言者の指導のもと、それぞれの発表者が執筆した『研究紀要』を、実践研究として発表する分科会となります。
※全国保育士会分科会(第6～10分科会)の午前・午後の移動はできません。
※第11・12分科会については、他分科会への移動はできません。
- ≫ **分科会会場ごとに参加定員を設定し、先着順で受け付けます**(*)。お申込みにあたっては、異なる分科会を第3希望までご記入ください。第3希望までのご記入がない場合や、一つだけの分科会を記入し、当該分科会が満員の場合は、定員に空きのある他の分科会に割り振る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注) 受付は、参加申込を受付した順に、名鉄観光サービス(株)(旅行代理店)から返信する申込完了メールの受信をもって受付完了といたします。

※「全保協 将来ビジョン」およびビジョンにもとづく「共通研究テーマ」については、全国保育協議会のホームページでご確認いただけます。



「全保協 将来ビジョン」



「共通研究テーマ」

		テーマ	
第1分科会	(AM) 新たな時代の保育実践 ～すべての子どもにむけて～	(PM) 組織マネジメント・認定こども園等について (運営：全国保育協議会)	
第2分科会	(AM) 配慮を必要とする子どもや家庭への 支援にむけて	(PM) 保育者の資質向上を図り、保育現場の魅力を 発信する	
第3分科会	(AM) 子どものより良い育ちと安全・安心の環境づくりに むけた関係機関とのネットワーク	(PM) 地域の子育て家庭への支援の充実にむけて	
第4分科会	(AM) 家庭や地域との連携による食育の推進	(PM) 保育の社会化にむけて～保育の営みをいかに 社会に発信するか～	
第5分科会	公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割		
第6分科会	子どもの発達と環境		
第7分科会	配慮を要する子どもへの保育		
第8分科会	保育のなかの食育		
第9分科会	保育所・認定こども園等における保護者支援・地域における子育て支援		
第10分科会	専門性の向上をはかる取り組み		
第11分科会 (開催地企画分科会)	子どもはなぜ劇遊びを楽しみ歌うのか～伝統芸能から考える日本人に受け継がれるDNA～ (運営：東京都社会福祉協議会保育部会・東京保育士会)		
第12分科会	フリー発表分科会 (運営：全国保育協議会・全国保育士会)		

第1分科会

※午前・午後の移動はできません

会場：
ベルサール飯田橋 HALL (A+B)

AM 新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／北野 幸子氏 (神戸大学大学院 教授)

PM 組織マネジメント・認定こども園等について

(運営：全国保育協議会)

■ ※制度動向等を踏まえ、令和7年度大会運営委員会等で内容・講師を企画します。

第2分科会

※午前・午後の移動可

会場：
TKP市ヶ谷 ホール7A

[2-A] AM 配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／安梅 勅江氏 (筑波大学 教授)

[2-B] PM 保育者の資質向上を図り、保育現場の魅力を発信する

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／矢藤 誠慈郎氏 (和洋女子大学 教授)

第3分科会

※午前・午後の移動可

会場：
TKP市ヶ谷 ホール5B

[3-A] AM 子どものより良い育ちと安全・安心の環境づくりにむけた
関係機関とのネットワーク (講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／倉石 哲也氏 (武庫川女子大学 教授)

[3-B] PM 地域の子育て家庭への支援の充実にむけて

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／山縣 文治氏 (大阪総合保育大学 特任教授)

第4分科会

※午前・午後の移動可

会場：
TKP市ヶ谷 ホール5A

[4-A] AM 家庭や地域との連携による食育の推進

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／堤 ちはる氏 (相模女子大学 教授)

[4-B] PM 保育の社会化にむけて～保育の営みをいかに社会に発信するか～

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／猪熊 弘子氏 (駒沢女子短期大学 教授/ジャーナリスト)

全保協将来ビジョン カテゴリーⅦ 子育て・子育てを支援する仕組みをつくる

第5分科会

※午前・午後の移動はできません

会 場:

TKP市ヶ谷バンケットホール8B

公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／園田 巖 氏 (東京都市大学 准教授)

第6分科会

会 場: 飯田橋レインボービル

「子どもの発達と環境」

助言者

社会福祉法人真生会理事長
白百合心理・社会福祉研究所所長
青木 紀久代 氏**健康な心と身体をめざして**富山県 魚津市立経田保育園
魚津こども園

松田 愛梨 氏 四十万 真由美 氏

内面を育むかかわり

～慣らし保育でつくる安心感～

京都市 京都市保育士会

吉川 有希 氏 内藤 幸枝 氏

第7分科会

会 場: 家の光会館

「配慮を要する子どもへの保育」

助言者

一般社団法人親と子どもの臨床支援
センター 代表理事
帆足 暁子 氏**配慮を要する子どもの心に寄り添う保育をめざして
～エピソード記録を通して一人ひとりを大切に
する保育を考える～**神奈川県 神奈川県保育会保育士部会
保育内容研究会

二宮 詩歩 氏 木下 孝実 氏

**支援の必要な子どもと保護者の理解促進について
～大分県でのレーダーチャートシステムの活用～**

大分県 大分県保育会研究部会

佐藤 健章 氏

第8分科会

会 場: 研究社英語センタービル

「保育のなかの食育」

助言者

上越教育大学大学院
学校教育研究科 教授
野口 孝則 氏**保育者の関わりによる子どもの食に対する意識の変化**栃木県 社会福祉法人戸祭保育園
ナーサリースクールとまつり

武田 茜 氏 川又 美沙紀 氏

日々の保育から食育を考える

～いいね!シート(観察シート)を通して～

神戸市 神戸市立保育所保育士会

足立 智子 氏 小倉 圭裕 氏

第9分科会

会 場: 飯田橋レインボービル

**「保育所・認定こども園等における
保護者支援・地域における子育て支援」**

助言者

大阪総合保育大学大学院
教授
大方 美香 氏**より良い保護者支援に求められる支援員の支援方法**

愛知県 社会福祉法人天白福祉会めばえ保育園

上野 温子 氏 岡田 美苗 氏

家庭に寄り添い、**信頼される保育園をめざして**

高知県 江ノ口保育園 大篠保育園

福井 加枝 氏 下八川 さおり 氏

第10分科会

会 場: 飯田橋レインボービル

「専門性の向上をはかる取り組み」

助言者

文京学院大学 学長補佐(教職課程改革担当)
教職課程センター長 教授
同大学大学院 兼任教授
椋島 香代 氏**暮らしを大切に
した0歳児から5歳児までのオープン保育
— 子どもの育ちを捉える —**

山形県 社会福祉法人上郷保育会上郷保育園

齋藤 志津 氏 菅原 友美 氏

乳幼児の口腔機能発達を支える保育の取り組み

～口腔機能評価の在り方を探る～

岡山県 岡山県保育協議会保育会 給食研究部

勇 佳子 氏 樺山 貴美江 氏

日
程

分科会の内容

参加申し込みについて

第11分科会 (開催地企画分科会)

「子どもはなぜ劇遊びを楽しみ歌うのか ～伝統芸能から考える日本人に受け継がれるDNA～」

(運営：東京都社会福祉協議会保育部会・東京保育士会)

■ 講師／岩下 尚史 氏 (作家、日本文藝家協会会員、國學院大学客員教授 等)



ごっこ遊びに劇遊びや歌遊び、いつの時代も、子どもたちは演じること、歌うことを夢中になって楽しんできました。

そうした「芸能」といったもののなかには、老いも若きもなく、毎日を営むこと、生きることと何か不可分なものが潜んでいるように思えてなりません。

そこで、日本の伝統芸能に造詣が深く、テレビやラジオなど数々のメディアで活躍される岩下尚史氏をお招きし、伝統芸能がいかに庶民のなかに根付き、なぜ劇や歌がこうも人を魅了するのかをテーマにお話しいたします。

続けて午後はチャーター船で隅田川を下り、船上にて江戸・東京の街並みとその歴史、由来等のお話を伺いながら、その背景にある市井の人々の営みを学びます。

■ タイムスケジュール (予定)

10時	受付開始
10時30分～12時	講演 (飯田橋セントラルプラザ)
12時～13時45分	休憩・各自移動
13時45分	乗船場集合 (浅草)
14時～16時	隅田川クルーズ
16時	解散 (日の出棧橋)

※ご参加には、大会参加費とは別に、別途分科会参加費として10,000円(税込)が必要です(乗船料金を含む)。

※午後の隅田川クルーズについて、気象状況等の都合により船の運航が中止となる場合がございます。万が一中止となった場合は、実費を差し引いた金額を後日ご返金いたします。なお、開催地分科会は旅行契約には該当いたしません。

※午前中の講義の後、休憩及び移動時間を設け、午後は指定の乗船場に再集合いただきます。クルーズ中の食事提供はありませんので、各自昼食休憩を取っていただき、公共交通機関で乗船場まで移動いただきます(移動に係る交通費は自己負担)。

※タイムスケジュール含め、分科会の詳細、申込にあたっての注意事項等については、本大会の特設ページ等でご確認ください。お申し込みください。

※特設ページURL:<https://www.zenhokyo.gr.jp/lp/lp-1237/>

第12分科会 フリー発表分科会

>>>希望者による自由なテーマの意見発表を聴くことができる分科会です。

>>>終日(10:00～16:00)にわたり、多様なテーマによる発表が行われます。

※フリー発表に関する詳細は、全保協ホームページもしくは全国保育士会ホームページの特設ページよりご確認ください。

【フリー発表分科会で発表をご希望される方】

>> 発表のお申込みについては全保協もしくは保育士会のホームページにある本大会特設ページを必ずご確認ください。申込書をダウンロードください。

>> 申込書をご記入のうえ、全保協・全国保育士会事務局あてにメールにてお申込みください。



■ 概要

●発表日時：令和7年11月21日(金) 10:00～16:00(予定)

●会場：飯田橋レインボービル

●発表時間：1テーマあたり25分程度(研究発表：20分、質疑応答：5分)

●募集内容：保育・子育て支援に関する研究発表

●応募条件：応募時に全国保協協会会則第4条に定める会員に所属する関係者、全国保育士会会員に関する規程第2条に定める会員に所属する関係者、または、保育・子育て支援に係る行政関係者であること

●参加費：発表者各自のご負担(大会参加費)

●応募締切：令和7年7月14日(月)

全国保育協議会および全国保育士会では、令和5年度より都道府県保育協議会・保育士会からの申請*に基づき、都道府県庁に対し「処遇改善等加算にかかる認定研修実施主体」の申請を行っています。

※指定都市がある都道府県は、指定都市保育協議会等と調整のうえ申請

都道府県が「処遇改善等加算にかかる認定研修実施主体」として、全国保育協議会・全国保育士会を認定した都道府県にある「認定こども園」においては、全国保育協議会・全国保育士会が実施する研修を受講した時間を、認定研修の修了すべき研修時間のなかに積算することができます。都道府県の認定状況についてはそれぞれ全国保育協議会・全国保育士会のホームページをご確認ください。

なお、上記の取り扱いは「認定こども園」のみが対象となります。

全国保育協議会・全国保育士会「保育活動専門員」認定制度について

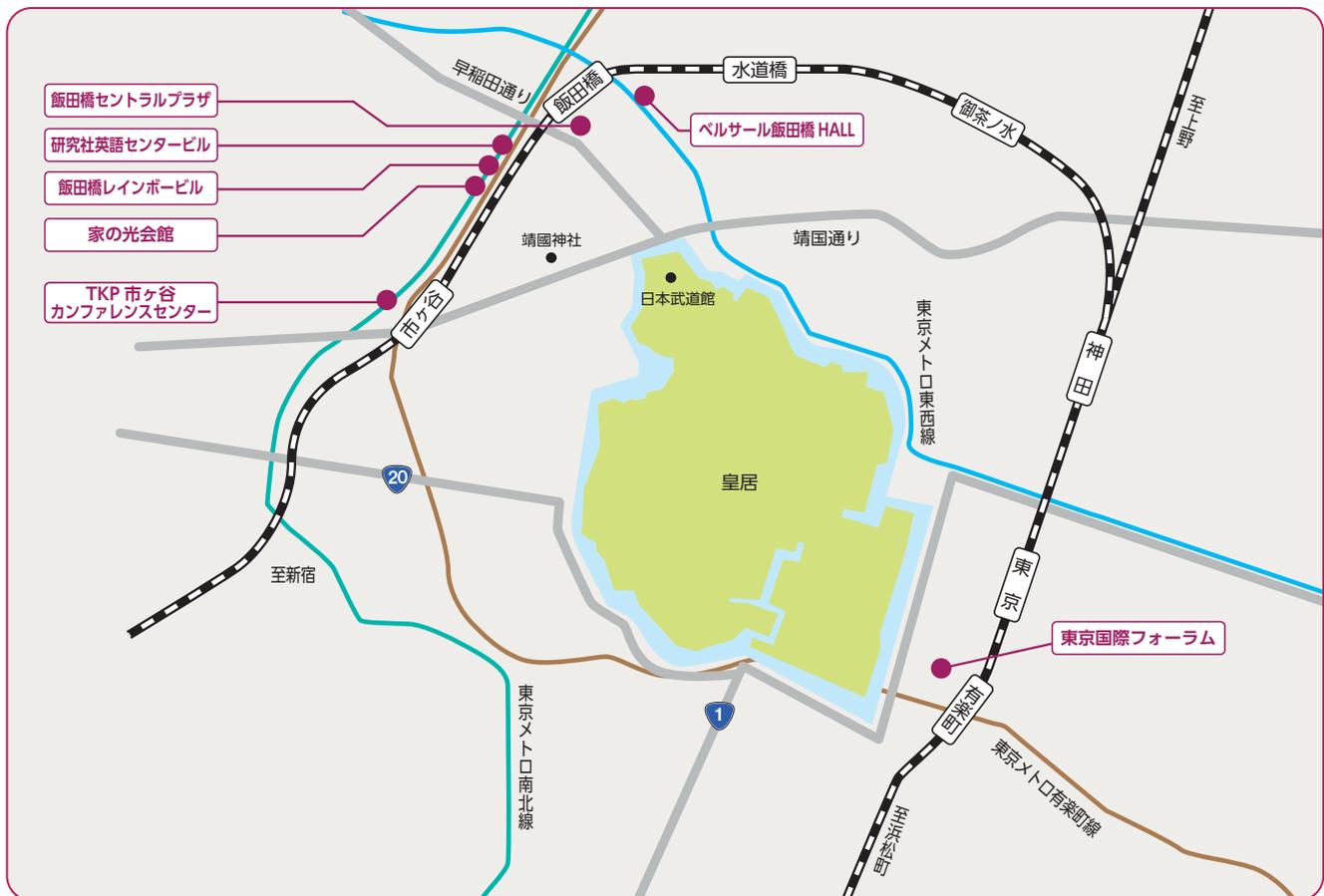
全国保育協議会および全国保育士会では、主催する大会・研修会に参加し研鑽をされている方を対象として「保育活動専門員」として認定し、申請にもとづいて認定証を発行しています。これまでに、1,888名の方が認定を受けられています。

本制度では、大会・研修会に参加することで得られる参加ポイントと、大会等で発表を行った方に加算される発表ポイントを設定し、一定数以上のポイントとレポートを提出することによって認定証を取得することができます。本大会の参加者等にも下記のポイントが付与されます。

※「保育活動専門員」認定制度の実施要項は会報4月号に同封してお送りしています。また、全保協のホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

本大会は「保育活動専門員」認定制度の対象研修会です。[参加により取得できるポイント 100ポイント]

※上記100ポイントに加え、第1～10分科会(第1分科会の午後を除く)発表者には200ポイント、フリー発表分科会発表者には50ポイントが加算されます



※上記地図の路線図はJRのみとなっています。この他、地下鉄もございますので、ご確認のうえ、あわせてご利用ください(地下鉄のほうが比較的混雑状況に余裕があります)。

参加申し込みについて

下記「参加申込サイト」よりお申込みください

URL <https://www.mwt-mice.com/events/kyoikuhoiku2025>

▶ 参加登録のお申し込み締切 **令和7年 9月30日 (火)**



- 申込完了後、24時間以内に、登録されたメールアドレス宛に申込完了メールを送信しますので、必ずご確認ください。
※お使いのパソコン等でセキュリティのためメールの受信拒否設定をされている方は、@mwt.co.jpドメインからのメールが受信できるようあらかじめ設定してください。
- 申込完了後、10月10日(金)を目途に参加費等振込のご案内をメール送信します。
※締切日までの変更・取消は参加者ご自身にて申込サイトで変更等の操作をしてください。
※締切日以降の変更・取消は、名鉄観光サービス(株)MICEセンターまでご連絡ください。
※参加費入金後の参加取消は、原則として返金対応を致しかねます。
※なお、締切日以降の参加取消については、参加費の入金の有無にかかわらず、参加費が発生いたしますので、あらかじめご了承ください(資料送付をもってかえさせていただきます)。
※体調不良等により、本大会に参加できなかった場合は、資料の提供をもってかえさせていただきます。参加費のご返金はいたしません。
- 参加費のご入金確認後、開催1~2週間前を目途に最終のご案内をメール送信いたします。
- 最終のご案内メール内容をご確認いただき、お申込者自身で参加券等をダウンロードのうえ、大会当日、会場受付にご提出ください。

留意事項

■個人情報の取り扱いについて

個人情報については、本会の「個人情報保護に関する方針等について」にもとづいて取り扱います(個人情報の保護に関する方針は全保協のホームページに記載しております)。参加申込の際に登録された個人情報は、本大会の運営・管理の目的に限って使用します。

なお、本大会のお申込み受付等に関する業務を名鉄観光サービス(株)MICEセンターに委託し、実施するため、上記目的の範囲で情報を共有します。

■事故防止および公衆衛生のための措置

主催者として大会開催にあたり、事故防止および公衆衛生のための以下の措置を講じます。

- ・来場者に有事の際の避難経路を確認していただくこと。
- ・体調のすぐれない方の来場を控えていただくこと。

■必要な配慮について

手話通訳希望や車いす利用に関する配慮が必要な方は、参加申込サイトの備考欄にご記入のうえお知らせください。

問い合わせ先

■申込に関するお問い合わせ

名鉄観光サービス(株)MICEセンター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3595-1121(受付時間:平日10:00~17:00) / FAX. 03-3595-1119

■大会の内容等に関するお問い合わせ先

全国保育協議会/全国保育士会 事務局(全国社会福祉協議会 児童福祉部 内)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階

TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509